

## 令和元年旭市議会第4回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第3号）

令和元年12月10日（火曜日）午前10時開議

#### 第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第 1 一般質問

---

#### 出席議員（17名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 片 桐 文 夫 | 2 番  | 平 山 清 海 |
| 3 番  | 遠 藤 保 明 | 4 番  | 林 晴 道   |
| 6 番  | 米 本 弥一郎 | 8 番  | 宮 内 保   |
| 9 番  | 高 木 寛   | 10 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 11 番 | 宮 澤 芳 雄 | 12 番 | 伊 藤 保   |
| 13 番 | 島 田 和 雄 | 15 番 | 伊 藤 房 代 |
| 16 番 | 向 後 悦 世 | 17 番 | 景 山 岩三郎 |
| 18 番 | 木 内 欽 市 | 19 番 | 佐久間 茂 樹 |
| 20 番 | 高 橋 利 彦 |      |         |

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

|                    |         |         |         |
|--------------------|---------|---------|---------|
| 市 長                | 明 智 忠 直 | 副 市 長   | 加 瀬 正 彦 |
| 教 育 長              | 諸 持 耕太郎 | 秘書広報課長  | 山 崎 剛 成 |
| 行 政 改 革<br>推 進 課 長 | 井 上 保 巳 | 総 務 課 長 | 伊 藤 憲 治 |
| 企画政策課長             | 小 倉 直 志 | 財 政 課 長 | 伊 藤 義 隆 |
| 税 務 課 長            | 石 毛 春 夫 | 市民生活課長  | 遠 藤 泰 子 |

|                    |         |                      |         |
|--------------------|---------|----------------------|---------|
| 環 境 課 長            | 木 内 正 樹 | 保 險 年 金 課 長          | 在 田 浩 治 |
| 健 康 管 理 課 長        | 遠 藤 茂 樹 | 社 会 福 祉 課 長          | 仲 條 義 治 |
| 子 育 て<br>支 援 課 長   | 石 橋 方 一 | 高 齢 者<br>福 祉 課 長     | 浪 川 恭 房 |
| 商 工 観 光 課 長        | 小 林 敦 巳 | 農 水 産 課 長            | 宮 内 敏 之 |
| 建 設 課 長            | 加 瀬 博 久 | 都 市 整 備 課 長          | 加 瀬 宏 之 |
| 下 水 道 課 長          | 丸 山 浩   | 会 計 管 理 者            | 多 田 英 子 |
| 消 防 長              | 川 口 和 昭 | 水 道 課 長              | 宮 負 亨   |
| 庶 務 課 長            | 栗 田 茂   | 学 校 教 育 課 長          | 加 瀬 政 吉 |
| 生 涯 学 習 課 長        | 八 木 幹 夫 | 体 育 振 興 課 長          | 花 澤 義 広 |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 | 伊 藤 義 一 | 農 業 委 員 会 長<br>事 務 局 | 赤 谷 浩 巳 |

---

**事務局職員出席者**

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 高 安 一 範 | 事 務 局 次 長 | 池 田 勝 紀 |
|---------|---------|-----------|---------|

---

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（向後悦世） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 伊 藤 房 代

○議長（向後悦世） 通告順により、伊藤房代議員、ご登壇、お願いいたします。

（15番 伊藤房代 登壇）

○15番（伊藤房代） おはようございます。

議席番号15番、公明党、伊藤房代です。令和元年第4回定例会におきまして一般質問の機会をいただき誠にありがとうございます。

初めに、このたびの台風15号、19号、21号の影響により大雨による被害に遭われ被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、犠牲になられた方々に対して心よりご冥福をお祈り申し上げます。一日も早い復旧・復興を願っております。

それでは、一般質問をさせていただきます。

今回、私は大きく分けて3点の質問をさせていただきます。

1点目、自家発電機について、2点目、防災行政無線について、3点目、信号機について。まず1点目、自家発電機について質問いたします。

（1）公共施設について質問いたします。

台風15号の影響による小・中学校の休校等の状況報告を見ますと、丸2日間は全校休校になり、3日目は休校13校、4日目は1校が休校、9校は短縮になりました。被害状況は、停

電でトイレが使えなかったと聞いています。学校給食センターも第二給食センターが停電になり、給食が作れなかったと聞いています。

この対策としては、停電になったときに自家発電が作動していれば、このような被害は防げたのではないのでしょうか。旭市の小・中学校の施設にも自家発電が使えれば被害は防げたのではないのでしょうか。また、給食を提供できたのではないのでしょうか。旭市の小・中学校にも学校給食センターにも、自家発電装置を設置することができないのでしょうか、質問いたします。

(2) 個人の住宅について質問いたします。

台風15号では1週間停電が続き、冷蔵庫も動かず電気もつかない状況でした。食料もコンビニで買わなければなりませんでした。そして、売り切れ、食べる食料にも困りました。また、19号でも10月12日、市内で停電が発生し、10月13日、最大で7,700軒が停電しました。

そして、考えるには、個人の住宅においても自家発電の装置が設置していれば、このような被害が少しでも防げたのではないのでしょうか。個人の住宅に自家発電機を設置するための補助はできないか、質問いたします。

(3) 自家発電機の貸し出しについて質問いたします。

個人の住宅に自家発電機が設置できない家庭には、市として自家発電機の貸し出しはできないか。旭市として、自家発電機は何台ストックされているのでしょうか。貸し出しはされたのでしょうか、質問いたします。

2点目、防災行政無線について、(1) 屋外無線について質問いたします。

台風15号では、屋外無線で放送されたと聞きましたが、外では聞こえにくかったと聞いています。その対策をどのようにしたらよく聞こえるようにできるのか、質問いたします。

(2) 戸別受信機について質問いたします。

旭市では、1軒につき1台の戸別受信機が配られております。新築したり転入してきたりした人に戸別受信機が全軒に配布されているのでしょうか、質問いたします。

(3) 「防災あさひ」メール配信登録について質問いたします。

現在、何件くらいの人が登録されているのでしょうか。そのために加入をどのように徹底されているのでしょうか、質問いたします。

3点目、信号機について、(1) 信号機の設置について質問いたします。

以前も質問しましたが、県道小見川線沿いの新町地先の一本松の信号機ですが、朝夕大変渋滞しています。信号機を時差式にできないか、質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課からは、市内小・中学校施設へ自家発電機の設置についてお答えします。

市内小・中学校20校の停電時に対して通常の学校運営を提供するには、一般的な容量を有する受変電設備と同等の自家発電機を要するため、多くの財源が必要になると思われますので、発電機の設置については難しい事業かと考えられます。

施設管理者としては、災害後の初期対応として、まずは施設の被災状況を確認し、被災した箇所の迅速な復旧に努めることを最優先に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課からは、給食センターにも自家発電装置を設置することができないかについてお答えいたします。

先ほど庶務課からの回答にもありましたように、設置のためには非常に高額のコストがかかります。特に第二給食センターはオール電化ということもあり、学校の規模をはるかに上回るため、かなり難しいと考えております。

学校教育課からは以上でございます。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな1番の中の（2）と（3）、それと大きな2番についてお答えをいたします。

まず、大きな1番の（2）個人住宅に自家発電機を設置するための補助はできないかということでございますが、現在市におきましては個人の住宅への家庭用発電機を設置するための補助制度、導入しておりません。個人で備えていただくということでお願いしているところでございます。仮に補助を行うとなりますと、非常に多くの財源が必要になると思われますので、難しいなと考えております。

余談になりますかもしれませんが、停電しているときの対応として、ご自宅でできるような方法をとっていただくことも大事だと考えております。一つ例を挙げてまいりますと、懐中電灯や足元の明かりを備える、これは当然のことかと思えます。それや、情報を得るために電池で利用できるラジオ、こういったものを備えていただくことも大事かと思っております。

す。あるいは、医療機器を家庭で使っているという場合ですと、予備のバッテリーなど、こんなものも備えていくことが大事かなと思っておりますし、冷蔵庫や電子レンジが使えないということになれば、別の形での調理ということも考えていくことも必要なかなと思っております。

こういった平時からの備えをしていただくことが大事なのではないかなと思っております。

それと、自家発電機を貸し出しできないかというご質問が（３）でございました。現在、市では持ち運びができるポータブルの発電機を60台ほど備蓄しております。これらの発電機につきましては、災害時に停電が発生した場合に市の施設ですとか避難所で利用するために備えているものでございます。

ご質問にありました市民への貸し出しについてですが、災害のときには業務で使用するほか、緊急性の高い病院あるいは社会福祉施設への貸し出しというのを優先しておりまして、数にも限りがございますから、個人への貸し出しは行っておりません。今回の台風におきましても、個人への貸し出しは実施しなかったところでございます。

続きまして、大きな２番の防災行政無線についてです。

その中の（１）としまして、屋外無線につきましてお答え申し上げます。

屋外無線の音声につきましては、建物の位置関係、あるいは地形などの周辺環境、さらには気象条件などによりまして放送が聞きにくい場所あるいは聞こえにくい場所があります。全ての方に屋外の無線で情報をお伝えすることには限界がございます。このため、気象情報や防災情報など緊急性の高い情報といいますのはメールで配信するサービスを行っておりますので、ぜひそちらの利用登録というものををしていただければありがたいなと思っておりますのでございます。

続いて、（２）の戸別受信機についてでございます。

新しく転入してきた方というご質問でございますが、戸別受信機につきましては、建物の中でも防災無線の音声聞こえるように、全ての世帯に市から無料でお貸ししておりまして、家の中においてご利用いただいているものでございます。

新たに旭市に転入してきた方につきましては、転入の手続きを行う際に市民生活課の窓口でチラシをお配りしてお知らせをしております。

また、戸別受信機を貸与していることにつきましては、ホームページをはじめ、広報紙、市で配布しております防災マップ、あるいは土砂災害ハザードマップ、さらにはくらしの便利帳にも掲載しまして周知を行っているところでございます。

なお、貸与する際につきましては、総務課または各支所においてお申し込みをいただきまして、後に受信機を受け取っていただくというようなことにしているところでございます。

次の（３）の「防災あさひ」のメール配信サービスでございますが、先ほども申し上げましたけれども、市では気象情報や防災情報などの緊急性の高い情報をメールで配信するサービスを行っているところでございます。

このサービスは、メールを受信できる携帯電話あるいはスマートフォンをお持ちの方であればどなたでも簡単に登録ができるようになっておりまして、現在の登録者数は約2,800人となっています。この周知につきましては、ホームページ、広報紙、あるいは市で配布している防災マップ、土砂災害ハザードマップに掲載しておりますし、市の窓口でも登録先アドレスのQRコードを記載したチラシも配布いたしております。

ただ、現在の登録者数は決して多いとは言えない状況であると思います。今後もいろいろな場、いろいろな機会を捉えまして周知をしていきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは、私からは大きな３番、信号機についてということでございます。県道旭小見川線の新町地先の一本松の信号機を時差式にできないかというご質問でございます。

この交差点の渋滞緩和につきましては、本年第２回定例会の一般質問において回答したところでございますが、昨年７月並びに本年９月に旭警察署へ交差点における渋滞緩和対策の要望を行ってまいった次第でございます。

信号機の時差式による対応については、旭警察署へ確認したところ、慢性的に渋滞が発生している場合はご検討をいただけるとのことでございますが、本交差点の渋滞のように、朝夕の渋滞以外は比較的支障がなく通行できる状態であれば、信号機を時差式へ変更することは難しいと伺っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○１５番（伊藤房代） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

１点目の自家発電機について、（１）の公共施設について、これはぜひ小・中学校の施設にも、また学校給食センターにも自家発電装置を設置することを要望して、次の質問に移らせていただきます。

(2)の個人の住宅について再質問させていただきます。

自家発電の代表的なものとして、一つには手動式発電機、また二つ目にはエンジン式発電機、また三つ目には太陽光発電システム、四つ目には蓄電池付きの太陽光発電システムなどがあります。

いざというときに役立つ発電機として太陽光発電、蓄電池（バッテリーなど）、また手動式とエンジン式の二つの発電機があります。また、現在、災害時の電源供給として注目されている電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、ハイブリッド車（HV）があります。

日ごろから災害に備えて自家発電機は必要と考えます。ぜひ発電機に補助はできないか再質問いたします。大きく広げての質問になります。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 発電機の補助について大きくということでした。

先ほどの答弁と同じようなことになってしまうかもしれませんが、発電機を備えていくに当たりましては、あくまでもまずはご自分のところで備えていただくことを基本としておりまして、全部に補助を広げていくということになりますと莫大な額になってまいりますので、その辺のところはちょっと難しいかなと思っております。

個別の事柄としまして、太陽光発電の補助やら蓄電池の補助というようなご質問もございましたが、それにつきましては、個別ということでお答えするのであれば、環境課のほうで少し今補助もごございますので、そちらでお答えしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） 今お話にありました太陽光発電、蓄電池の関係ですけれども、これからは市の補助で、金額は少しではありますが、広報等PRしながら補助のほうを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） 再々質問をさせていただきます。

JAFでは、災害時の電源供給として注目されている電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、またハイブリッド車（HV）、一般的な車で家電がどの程度使え

るのかを検証しましたということで、どんな家電が使えるのか、4台をテストし、EV、PHV、HVには1,500ワットまでの電気製品が使えるACコンセントが整備されていますが、一般的な車には大容量バッテリーとACコンセントが装置されていないため、車のEC電源シガーソケットをAC電源に変換するインバーター（定格出力1,000ワット）をバッテリーに直接つないで、家電製品が使用できるのかを検証しました。

一般的な車は、バッテリーや発電機に余裕がないことから、エンジンの始動、不始動にかかわらず消費電力の大きい家電は長時間使うことはできませんでした。また、EVやPHVは災害時の電源として活用でき、PHVとHVはエンジンが始動できれば燃料が続く限り電気の供給が可能であることが分かりました。

今後、市としても自家発電について、いつ災害が起きるか分からない、いざというときに備えてこれから真剣に考えていく必要があるのではないかと考えます。いかがでしょうか、市長にお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） あくまで、先ほど両課長がお話をしましたとおり、市の財政総体的なものがありますし、優先的な部分、あるいはまた個人の努力でやってもらわなければならないもの、そういったものもあると思いますので、よく精査をしながらこれから研究していきたいと、そのように思っているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございます。

次に、（3）の自家発電機の貸し出しについて再質問させていただきます。

今後災害時に自家発電機の貸し出しは考えていますでしょうか。また、何台、今後ストックされている貸し出し用の自家発電機を増やす方向にお考えなのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 自家発電機の貸し出しについてということですが、現在60台を備蓄しているところでございまして、その使い道としましては、先ほども申し上げましたとおり、災害救助のためですとか業務として使う分、あるいは福祉施設等で使う分ということで備蓄をしているところでございます。

どの台数が適切かということはなかなか難しいところですが、この間の台風のときにはそんなに実際は使っていなかったということもありますので、今はこの60台というところで様子を見ていきたいと思っております。

それともう一つ、貸し出しをできないかということが肝心の質問としてございましたが、これも先ほどの答弁と重なってしまいますが、貸し出しを始めるとなると、本当に対象者は数限りなくなってしまうですし、金額もかかります、置き場所もかかってまいりますので、ご自分の中でそれは備えていただくようお願いできればなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） よろしく願いいたします。

2点目の防災行政無線について、（1）屋外無線について、今後早急に聞こえるように改善をよろしく願いして、次の質問に移らせていただきます。

（2）の戸別受信機について再質問させていただきます。

台風15号、19号では、戸別受信機がなく情報が分からなかったとの声がありました。その方は引っ越しをされ、新しく家を建て、どのようにしたら戸別受信機が配布されるのか分からなく困っていました。申請の仕方をもっと周知徹底が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 申請の仕方等が分からなかったということで、市からの周知が足りなかったとすれば申し訳ありませんでした。おわびを申し上げたいと思います。

そのほかにも、今回の台風のときには電池が切れてしまって交換したけれども再起動しないですとか、うちではちょっと聞こえないですとか、いろんなご質問等もいただきました。市ではいろんな場面で周知をしているつもりでございますが、より一層周知が徹底されるように工夫を考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） よろしく願いいたします。

次に、（3）の「防災あさひ」メール配信登録について再質問させていただきます。

メール配信登録についての周知徹底がやはりされていないのではないのでしょうか。もっと周知徹底が必要ではないのでしょうか。2,800人はやはり少ないのではないかと思いますので、再度質問をいたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） ご質問、おっしゃるとおりだと思います。2,800という数字は、市民の件数から比べれば非常に少ないというので私も思っているところでございます。

どうすればこれがもっと増やしていただけるのか、いろんな会議ですとか情報を出す紙ですとか、そういった場面でお知らせしながら工夫をできればしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうぞよろしくお願いいたします。

最後3点目、信号機についてであります、（1）の信号機の設置について再質問させていただきます。

とにかく朝夕だけでなく渋滞がひどく、信号が何度も変わらないと通行できない状態です。今後、何か改善方法がないか伺いいたします。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、時差式のほかにも何か渋滞が緩和できるような改善策はあるかという質問でございます。

まず、改善策として考えられるのは、道路の構造的な改善となるかと思えます。道路管理者であります千葉県海匠土木事務所から所管の旭警察署へ協議をしていただき、右折レーンの設置などの交差点改良工事を実施していただけないかお話は伝えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひ右折レーンのお話も進めていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

## ◇ 高 橋 利 彦

○議長（向後悦世） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（２０番 高橋利彦 登壇）

○２０番（高橋利彦） ２０番、高橋です。

大きく分けて四つの質問を行います。

まず、大きな１点目の合併特例のメリットの（１）合併特例債について。

合併特例債は、合併した団体だけが起こせる起債で、借金の７割が交付税に算入される有  
利な財源と言われ、合併特例債には合併団体ごとに限度額があります。

そこで、限度額と現在までの借入額、また現在整備を進めている庁舎、トンネル工事、ご  
み処理施設などの大規模な建設に伴う起債発行後の限度額の残額についてお尋ねをします。

また、合併特例債の借り入れ期限は当初、合併後１０年となっていました。東日本大震災  
等により期間が延びたと聞きました。合併特例債を発行できる最終期限はいつなのか、併せ  
てお尋ねをします。

（２）として、交付税について。

交付税は、国から自立できない地方公共団体に交付されるものです。交付税の質問を再三  
していますが、明快な回答をいただけないので、交付税の仕組みについてお尋ねします。

また、本市は合併算定替で一本算定と比べ多く交付されています。平成１８年度と３０年度の  
算定替で多く交付された金額と今まで多く交付された金額についてお尋ねします。

また、交付税のメリットが終了する年度についてお尋ねをします。

また、平成３０年度の交付税額と平成１８年度と比較しての増減分について、そして市と中央  
病院分に分けた額と、また市分については面積、人口などの規模分、いわゆる真水部分と公  
債費分についてお尋ねをいたします。

大きな２点目の行政改革について。

（１）として、遊休地の処分について。

行政改革推進課は、市長の肝いりで設置された組織です。課の設置時と現在の遊休地とな  
っている面積と増減、また設置後の処分件数、面積と金額についてお尋ねします。

また、金額の決定方法や払い下げ方法などについてお尋ねをします。

（２）として、再任用職員などについて。

今現在の再任用職員と臨時職員数とそれらの年間経費の総額、それらの１人当たりの日額  
についてお尋ねします。

また、前回も質問しましたが、業務内容に大きな差はなく、わざわざ高い経費で業務を行う理由についてお尋ねをします。

施設管理などでは一部シルバー人材センターに業務を委託し、安価な経費で業務を行っています。地方公共団体は、最小限の経費で最大の効果を上げなければなりません。行革の観点からもわざわざ高い金額で業務を行うことについて、市長はどのように考えているのかお尋ねします。

大きな3点目の飲酒運転による職員の懲罰について。

8月に市職員の飲酒運転での物損事故がありました。交通事故にかかわる懲戒処分の基準に関する規程では、酒酔い運転は発覚しただけでも免職となっていますが、停職6か月の処分となりました。天の声があったのかといううちまたの声もあります。裁判と違い再審制度がない中では、より厳正で公正・公平性が求められると同時に、これが今後の基準となります。

そこで(1)として、審査委員会と懲戒処分決定までのプロセスについて。

一つとして委員会の構成について、二つ目として委員会の開催日と開催日数、三つ目として決定から本人への伝達プロセスについてお尋ねします。また、処分は市長か消防長の名前か、併せてお尋ねします。

(2)として、懲戒処分の基準に関する規程について。

懲戒処分などの判断基準の違反の程度、考えの程度においてどの部分が適用されたのかお尋ねします。

(3)として、懲戒処分軽減の基準について。

交通事故懲罰規程の何条何項が適用されるのか、その文言と内容についてお尋ねします。

(4)として、県及び他市町村の現状について。

新聞などで県職員の懲罰に関する記事が掲載されました。市内の中学校教諭による飲酒運転の自爆事故により懲戒免職の記事が出ていました。全てにおいて、よく市では県に準じてと言いますが、市職員は停職、県では懲戒免職となりました。近隣を含め飲酒運転による処分について、県及び近隣の状況についてお尋ねをします。

大きな4点目のふるさと納税について。

(1)として、目的と現状について。

旭市のふるさと納税の目的と、平成30年度に他市町村からのふるさと納税として受け入れた金額と件数、また他市町村へ旭市民がふるさと納税を行った金額と件数、そしておのおの1件当たりの金額についてお尋ねします。

(2) として、ふるさと納税の影響について。

ふるさと納税は、もらっても返礼品などの経費がかかります。そこで、平成30年度の経費を差し引いた実質の収入額についてお尋ねします。また、市民が他市町村にふるさと納税を行った場合、市民税が減額となり、財政に影響が出ます。そこで、減収となった金額についてお尋ねします。そして、市民税の減収分については交付税措置があると言われていますが、それらの全てを含めた実質の差し引き金額についてお尋ねします。

(3) として、ふるさと納税に対する交付税の影響について。

ふるさと納税の寄附金と市民税の減収分の交付税措置はどのようになっているのかお尋ねします。

(4) として、今後の取り組みについて。

ふるさと納税は、全国の半分以上の団体で実施しています。非常に多くの寄附を受ける自治体もありますが、少ない自治体もあります。魅力ある返礼品がある自治体は多くの寄附金を受けることができますが、本市にとって他市の方々に魅力ある返礼品をどのようにPRし、寄附を集めるのかお尋ねします。

再質問につきましては自席で行います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 私のほうから、再任用職員等についての考え方についてご質問ありましたので、お答えをしたいと思います。

これまで再任用職員の知識や経験を生かすことができるよう、担当業務などについて工夫をしてまいりました。この再任用制度につきましては国の制度でありまして、それを地方自治体も指導のもとに取り扱っているところであります。

そんな中で、議員がたびたびおっしゃるように、もう少し活用できる方法を考えなければならない、そんなような思いは私もしているところでありまして、再任用制度をしっかりと、地方自治体の中でも有才な人材を配置して業務を遂行するというような部分でしっかりとしていかなければと、そんなような思いで、昨年からは週4日、そうした部分で責任を負わせる部署につかせているところでありますので、今後ともそういったより必要な部署に再任用職員を回していきたいと、そのように思っているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは私のほうから、1、合併特例債のメリットについての（1）合併特例債について、（2）交付税について、それで4のふるさと納税についてのうち（3）ふるさと納税に対する交付税の影響についてお答えさせていただきます。

まず、合併特例債についてですが、この限度額と借入額、予定されている大型事業の終わった後の限度額の残額、それと合併後10年間となっていたけれども最終期限はいつなのかということですが。

これにつきましては、本市の合併特例債の起債可能額、これ限度額ですね、これにつきましては272億4,750万円となります。現在までの借入額につきましては、平成30年度末時点で177億4,370万円です。また、発行を予定している新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設建設事業など大型事業に係る起債発行後の限度額の残額につきましては、令和5年度までにこれらの事業の起債発行を見込んでおりまして、それらを差し引きますと2億5,000万円ほどになる見込みです。

合併特例債の起債可能期限につきましては、当初は合併後10年間とされておりましたがけれども、現在は25年間に延長されております。本市では令和12年度までが起債可能期間となっております。

続きまして、交付税についてということで、まず交付税の仕組みについてということで、地方交付税につきましては、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域でも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための制度です。

財源は、所得税、法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の20.8%、地方法人税の全額となっております。

地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、財源に対する割合は、普通交付税が交付税総額の94%、特別交付税が6%とされております。

交付税の額の決定方法につきましては、普通交付税は各団体ごとに基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が交付基準額となります。特別交付税につきましては、基準財政需要額に捕捉されない特別の財政事情や災害等のための特別の財政需要などを考慮して決定されます。

続きまして、平成18年度と30年度の算定替で多く交付された金額と今まで多く交付された金額についてお答えいたします。それと交付税のメリットが終了する年度でございます。

合併算定替による交付税額と合併後の旭市の本来の交付税額、いわゆる一本算定を比較し

た額の平成18年度から平成30まで合計を申し上げますと、合併算定替に基づく交付税額は1,008億9,303万9,000円、一本算定に基づく交付税額につきましては816億4,497万1,000円であり、その差額は192億4,806万8,000円となります。

次に、交付税の特例措置である合併算定の特例措置は令和2年度まででありまして、令和3年度からは一本算定となります。

続きまして、普通交付税と特別交付税を合わせた地方交付税の30年度と18年度の比較です。全体で申し上げますと、30年度の交付税額の決算額は普通交付税と特別交付税の合計で86億9,711万円です。平成18年度決算額と比較しますと10億7,708万1,000円の増額となっております。

また、病院分を除いた平成30年度の交付税額の決算額は、平成30年度は64億3,139万6,000円で、平成18年度決算額と比較しますと7,680万円の増額となっております。

ここから公債費を差し引いた額につきましては、平成30年度は40……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） 病院を除いた部分ですか。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） 病院を除いて増えた分ですよね。7,680万円。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） 交付税を、病院分を差し引いた額が64億3,139万6,000円で、30年度。18年度が64億2,371万6,000円、差し引き7,680万円です。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） ちょっと今別の表を見えていますけれども。

○議長（向後悦世） しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時43分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 大変失礼いたしました。ちょっと1,000円と万円の単位が違ってお

りました。760万円の増額となっております。

ここから公債費を除いた分、これにつきましては、平成30年度は42億6,824万1,000円、18年度決算額と比較しますと16億2,512万2,000円の減額となっております。

続きまして、基準財政需要額の人口、面積、道路の合計の平成30年度と18年度の差額でございますけれども、平成30年度は102億7,343万1,000円、18年度は95億1,696万7,000円、差し引き7億5,646万4,000円です。

続きまして、3番のふるさと納税ですね。交付税額にはどのような影響があるのかということで、旭市民が他市町村へふるさと納税を行う場合につきましては、住民税の寄附金控除が増えるため住民税が減少します。この場合、減少分は市の減収となってしまいますが、減収分の75%については普通交付税に算入される仕組みとなっており、残りの25%は市の収入減となります。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） それでは、私のほうからは大きな2番、行政改革についての（1）遊休地の処分についてお答え申し上げます。

まず、遊休地ということですが、これは用途がなくて使われていない市有地ということの質問かと思えます。これについて、普通財産の土地についてお答え申し上げます。

まず最初に、平成30年度末の普通財産の土地は約39.5ヘクタールございまして、このうち個人に貸し付けしている土地や、千葉県や各地区などに貸し付けしている土地及び今後公共事業等で利活用を検討している土地など合計で約19.2ヘクタール、現時点でございます。これらは用途がある土地というふうに考えております。

それ以外の土地約20.3ヘクタール、割合では約51%ぐらいになりますけれども、これらが利用されていない土地というふうに言えまして、これが遊休地になろうかと思えます。

ご質問は、行革課ができた年度と現在との比較ということでございますけれども、以前の遊休地につきましては詳細な資料がないため、恐れ入りますけれども、貸し付け地も含めた普通財産全体の面積ということでお答えをしたいと思います。

行政改革推進課が設置されました平成22年度末の普通財産の保有土地面積につきましては約34.4ヘクタールございまして、平成30年度末にはこれが39.5ヘクタールとなりまして、約5.1ヘクタールの増というふうになります。

続きまして、普通財産の売却や払い下げの実績ということでございますけれども、平成22

年度から平成30年度までの売却した面積としましては約1万4,270平方メートル、売却額が1億4,400万円となっております。その件数につきましては69件ということでございます。

続きまして、払い下げの金額の設定方法というご質問がございました。普通財産の譲渡価格につきましては財務規則等で定めてございますけれども、適正な時価というふうになっておりますので、固定資産税の評価額や不動産鑑定を参考にしております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私から、何点かお答えしてまいります。

初めに、大きな2番、行政改革についての中の再任用職員等についてのところでございます。質問たくさんございまして、漏れていたらご指摘いただければと思います。

まず、人数でございますが、再任用の職員につきましては現在26人となっているところでございます。一方、臨時の職員につきましては、これはお尋ねでなかったでしょうか。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 臨時職員415人ということで、ただこれは全部の数でございまして、そのうち常勤的なもの、社会保障に入っているということで考えますと214人という数字でございまして、そのほかは勤務時間が短い職員ということでございます。

それと、金額のご質問がございました。年間の総額について、すみません、手持ち今持ち合わせておりませんが、再任用職員につきまして年間の1人当たりの額についてお答えしたいと思います。1日当たりだけでよろしかったでしょうか。

1日当たりで申し上げますと、再任用の職員は約1万5,400円です。これは共済費も含んだ額でございます。

臨時でまいりますと、例えば臨時の保育士につきまして、5年くらい勤務した方ですと1万1,900円くらいという数字でございます。

次の質問のほうに移りまして、大きな3番の飲酒運転による職員の懲罰についてのうち（1）の中で一部分、私のほうからまずお答えをしたいと思います。審査委員会のメンバーということについてだけ私のほうでお答えをしたいと思います。

メンバーにつきましては4人でございまして、副市長、教育長、総務課長、秘書広報課長がメンバーとなっております。

次に、（2）のほうのご質問でございます。決定するための論点は何であったかというご質問でございました。

懲罰処分等の基準に関する規程によりまして審査会で諮ったものでございますが、その中でまず基準としましては、飲酒運転の場合は全て免職という形に一義的にはなっております。ただ、それに加重を加えるという形になっておりまして、具体的に申し上げますと6項目加重として列挙……、軽減ですね。失礼しました。加重または軽減です。として6項目を挙げておりまして、一つは、事故等発生時の公務執行の有無。二つ目としまして、過去における懲戒処分等、これは交通事故以外もありますけれども、その有無。三つ目として、過去における重大な交通法規違反の有無。四つ目として、事故等及びその後の処理の適切性。五つ目としまして、事故等に係る市への報告の適切性。最後6番目として、その他特別な事情ということで、これらを論点としまして加重または軽減ということで判断をしたものでございます。

6番目に申し上げましたその他特別な事情ということについてもう少し申し上げますと、これにつきましては、人事院に懲戒処分の指針についてというものがございまして、それらの項目も含めて考えたということでございます。

この人事院の指針については五つ出ておりまして、申し上げますと、非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものだったか。二つ目として、故意または過失の度合いはどの程度だったか。三つ目として、非違行為を行った職員の職責はどのようなものだったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。四つ目として、他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであったか。最後五つ目として、日ごろの勤務成績はどうであったか。こういったものを審査の基準として考えたところでございます。

次に、(3)のところで、その基準について何条何項を当てはめたのかということがございました。今申し上げたものと重複することになるかもしれませんが、基準につきましては規程の第2条でございます。一方、第3条のところで基準に対して加重または軽減するという形になっております。

次の(4)の質問の近隣市の状況ということでございます。

近隣市につきましては、ここ1年くらいのところで調べてみた結果で申し上げます。

そうすると、新聞報道等を見たものということになりますが、10件確認することができました。内容として、県内だけでいいますと、免職が9件、停職が1件ということでありました。ただ、免職になっている事件の内容を幾つか申し上げますと、信号無視で追突事故を起こしたですとか、縁石や樹木を破損する物損事故ですとか、停車中の乗用車に追突してしまったですとか、接触を起こした後に停車を求められたけれども1キロも走行してしまったで

すとか、人身事故ですとか、非常に重い内容でございました。本件の事案とは少し異なるのかなと思っているところでございます。

私からは以上です。

○議長（向後悦世） 消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、私からはご質問（１）審査委員会と懲罰処分決定までのプロセスの中で開催日及び決定から本人への伝達、また決定権者は消防長か市長かということの内容についてお答えしたいと思います。

本件におきましては、令和元年８月18日、午後６時50分ころでございますが、職員の酒気を帯びた状態ということで、市内コンビニエンスストアにて、駐車場にて他の車両に接触する物損事故を起こしたものでございます。後日、本人より消防本部内において聞き取り調査を行い、てんまつ書が提出されました。

８月30日、てんまつ書とともに旭市職員分限及び懲戒審査委員会へ懲戒審査願を提出、９月９日、審査結果の回答がございましたことから、９月12日、本人を停職６か月の懲戒処分、そして管理監督者である私を含め消防署長、消防副署長の３名を文書訓告といたしました。

そして、同日付で報道発表及び市のホームページに公表したものでございます。

そして、この内容につきましては、地方公務員法第６条によって、消防長、私に懲戒処分の権限がございます。これは消防組織法第15条によって、消防長については市長が直接任命いたしますが、他の消防職員、こちらにつきましては市長の承認を得て消防長が任命することになります。

このようなことから、私のほうで最終的な処分ということの処理をいたしております。

以上です。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは４のふるさと納税について、このうちの（１）と（４）についてお答え申し上げます。

まず、ふるさと納税の目的ですけれども、ふるさと納税制度は、生まれ育った故郷やお世話になった地域を愛し応援しようとする個人や団体から広く寄附金を募り、その寄附金を財源として各種事業を推進することにより寄附者の地域に対する思いを具体化し、多様な人々の参画による活力あるまちづくりに資することを目的としています。

これに加えて、旭市のふるさと納税では、ふるさと産品等の全国に向けた広いPRということも大きな目的としております。

現状ですけれども、昨年、30年度の受け入れた金額ですけれども、件数にして1,784件、総額4,847万5,348円の寄附がございました。1件当たりにしますと2万7,172円ということになります。

それと一方、旭市から外へ出ていっている寄附金ですけれども、件数にして827件、3,368万4,000円ということになります。1件当たりに直しますと4万730円ということになります。

それと、(4)の今後の取り組みについてということで、返礼品のPRをどのように行っていくかということでございますけれども、現在のところ、返礼品で多くの申し込みがある特産品は、梨やイチゴなどの農産物や水産加工品、胡蝶蘭や市内の縫製工場で製造しているバッグなどが返礼品として好まれています。

実は昨年、寄附のポータルサイトを一つ増やしまして、そうしましたところ、29年度から比べまして3倍ほどの寄附金額になったということもありますので、これからもポータルサイトの追加でありますとか、それと現状に満足しないで返礼品の発掘を行って行って、広く全国にPRをしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時15分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 恐れ入ります、先ほどの私の発言に答弁の間違ひがありましたので、訂正させていただくとともに、答弁漏れもございました。これにつきましても説明させていただきます。

まず、答弁の間違ひの部分ですが、先ほど旭市から外へ出ていっている寄附金の額を3,368万4,000円と申し上げましたが、これは市税への影響分でした。すみません。実質の寄附、出ていっている金額は7,808万5,000円となります。1件当たりにしますと9万4,420円ということになります。これが答弁間違ひの部分でございました。

答弁漏れの部分が２点ございました。

まず、昨年度の収入から経費を引いた実質収入額ということでございます。収入額につきましては、先ほど申し上げましたように4,847万5,348円です。これに経費のほうは2,277万8,843円かかっております。ちょっと細かいですが、そうしますと、寄附金から経費を引いた額は2,569万6,505円となります。これに加えて、交付税等を入れた場合どうなるのかというご質問がありました。実質収入額については2,569万6,505円と申し上げました。先ほど間違えて答えてしまった市税への影響額、市税のマイナス分が3,368万4,000円になります。これに減収分の75%が交付税措置されまして、この交付税措置分が2,526万3,000円となります。これらを合計しますと、本当の実質の収支ということになりますと1,727万5,505円となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問をします。

合併特例債でございしますが、今、答弁を聞きますと、市長の在任中にほとんどなくなっちゃうということですね。そうしますと、それ以降は今までのような借入金の２割、３割になると、かなり今度旭市の事業を進めていく中での財政は厳しくなると思うんですよ。そんな中で、交付税算定の公債費分として、臨時財政対策債、合併特例債などが算入されていますが、平成18年度と30年度を比較して何点かお尋ねします。

まず、一つ目として、国の交付税の出口ベースの増減額、二つ目として、本市の交付税の増減額、三つ目として、本市の公債費分や中央病院算入分を除いた、いわゆる真水部分についての増減額、四つ目として、合併特例債など臨時財政対策債の交付税の公債費算入分の増減額について、おのおのお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、何点かございました。お答えさせていただきます。

まず、国の出口ベースということで、交付税の国の総額ということで、平成30年度が16兆85億円、18年度が15兆9,954億円、差し引き131億円の増となっております。

それと、次は30年度と18年度の比較の公債費の合併特例債分と臨時財政対策債分です。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 交付税の増えた分ですね。

失礼いたしました。

交付税、平成30年度は病院分、公債費分を除いた金額が42億6,824万1,000円、平成18年度が58億9,336万3,000円、差し引き16億2,512万2,000円でございます。病院分につきましては、30年度が22億6,571万4,000円、18年度が11億9,631万3,000円、差し引き10億6,940万1,000円でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは次に、有利な合併特例債と言われていますが、国の交付税予算が大きく伸びていない状況では、借金分の公債費算入分の割合が大きくなっています。その反対に、市町村などの規模、面積、人口などのいわゆる真水部分の割合が低くなっています。先日もトンネル工事で、3割の負担で工事ができるのだから問題がないのではとの一部議員から意見がありましたが、交付税の中身が分からない状況で、そのような意見を言うのはいかがと私は感じますが、そういう中で再度質問しますが、平成18年度と平成30年度の比較で、合併特例債で7億5,000万円が増えています。臨時財政対策債で8億8,000円の増加、いわゆる真水部分については16億3,000万円が減少しています。これでは交付税が増えてもひもつき、つまり借金分が増えただけで、自由に使える真水分部分が年々減少する中で、議会を含めた市民には交付税の増えたメリットの部分と減ったデメリットの部分も十分説明する必要がありますと思いますが、いかががお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 合併特例債の増えた部分のメリットとデメリットということでございますけれども、増えたメリットにつきましては、合併によって行わなければならなかった大規模な事業が、合併特例債によってそれが行うことができたということで、有利な財源を使うことができたということでございます。デメリットということですが、強いて申し上げれば、それ自体も借金であるというところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、国が借金分幾ら見るからといったって、ただ項目が変わっただけなんですよ。何ら市にはメリットないわけですね。

そんな中で4回目の質問を行います、合併特例債は確かに交付税に算入されていますが、

交付税総額が伸びない状況では交付税の中身が、今言ったようにただ変わっただけなんです。そういう中で合併特例債は使い方によってはとっても有利な財源と理解していますが、むやみやたらに施設を整備したり、また、わざわざ高額な方法での整備などにより多額の合併特例債の発行を行っている状況では、今後、償還金も多額になり、市の財政状況も悪化するものと考えます。そうすると、よく美しいバラにはとげがあると言われるように、有利だと言われる合併特例債を使い過ぎ、財政破綻した兵庫県の篠山市の例もあります。そして、各地の自治体で、この合併特例債の促進剤を飲み過ぎだという危機感が募っているということが言われています。

旭市も、交付税も減り借金の返済額が多額になり、市の財政が悪化すると考えます。市長の任期は令和3年7月と認識しています。市民は生涯を旭市で暮らすわけですが、将来そして次の世代に借金を背負わせ、それでは将来展望がなくなってしまう。今の財政運営では、本市も財政再建団体に陥ることも考えられます。そのようなことを踏まえ、市長はどのように考え、また、今後、合併特例債をどのように考えていくのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 合併特例債を使つての事業は、確かに旭市としては大きな事業を合併特例債を活用してやっているわけでありすけれども、その事業、当然必要不可欠なごみ焼却場とか庁舎とか道路整備とかでありますし、今後の財政についてはきちっとした財政課が中心になってシミュレーションもしているところでありまして、そういった特例債の返済等も無理のないような状況でできるような状況で財政運営をしていると思いますので、そのところはご理解をいただき、市民にも心配ないように公表も、財務四表とかいろんな収支の部分も広報でもお知らせをしておりますし、十分市民にも理解していただけるものと確信をしているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、交付税について再質問します。

現在も激変緩和措置で多く交付税が交付されていますが、全て合併による交付税のメリットがなくなり、一本算定になると交付税は減ります。交付税の中身は、公債費分が増えて人口、面積などの一般分、いわゆる真水部分がますます減ってくると思うわけでございます。そういう中でどういうふうに考えているのか。

また、このようなことから、借金返済分の交付税が増え真水部分、つまり自由に使える部

分が減り、住民サービスの低下につながり、生活道路の整備の遅延や住民の要求に応えることがなくなります。ますます人口減少に歯どめがかからなくなります。交付税の真水分が減り、今後の財政運営をどのように行っていくのか、併せてお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、今後、合併特例債がなくなって、その後の財政運営ということですが、合併特例債につきましては、合併市町村の一体的で均衡ある発展を目的とした起債でありまして、本市でも新市建設計画に基づき、これまで学校や道路の整備などさまざまな事業を展開してまいりました。

合併から間もなく15年が経過する中で、現在建設を進めております新庁舎事業も来年度には完成予定でありまして、その他の合併に関する事業も完了に向かっている状況から、本市における合併特例債の目的はある程度達成したのかなというふうに思っております。

今後の財政運営につきましては、合併に伴う大規模事業の減少とともに、適正な財政規模へ移行していくというふうに考えております。

それと、公債費につきましては、平成30年度20億円、29年度が19億円程度、28年度が19億円程度ということで、今現在は同じような金額で推移しているという状況でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、次に3回目の質問に入りますが、国の交付税の配分ルールにより交付税の中身が変わっただけで、先ほどの質問でも人口、面積、道路の延長などの市の規模による部分の配分が減っているわけでございます。そんな中で、公債費分の使い道が決まっている部分が逆に増えています。また、中央病院に繰り出すひもつき部分も多くなっています。このようなことから、すなわち自由に使える真水部分が今後も減っていくことが当然予想されます。市の財政を健全に運営するには、交付税をよく理解し、来年度の予算編成に努めなければならないと考えていますが、市長は交付税の目的をどのように理解しているのかお尋ねします。

また、交付税をどのような財源に活用するのか、併せてお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 議員がおっしゃるようなことも十分注視しながら、注意しながら財政の

運営に当たらせたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、4回目になりますが、平成30年度の交付税では人口、道路、面積などの市の規模に応じる分として、平成18年度と比較して7億6,000万円が増加していますが、公債費算入分が16億3,000万円と大幅に増えています。そんな中で、これは合併による合併特例債の借り入れによるものです。また、臨時財政対策債発行可能額による交付税算入分です。また、中央病院分については、10億4,000万円と大幅に増加しています。また、国の出口ベースが平成18年度と比較して131億円の増加では、1団体当たり平均700万円、ちょうど旭市が増えた分ですね。この微増だけでは、市の規模に応じた配分、すなわち真水部分が減るとも増えることはないわけでございます。市長は交付税の総額だけでなく、交付税の目的と中身をよく理解し、来年度予算編成に努めるべきだと考えますが、どのように考えているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに仕事をしておりますので、真水部分は、国の財政状況もあると思いますけれども、減少はすると思いますけれども、そういった部分で蓄えなければならない部分、しっかりと蓄えてありまして、基金もあるわけでありまして、そういった部分を有効に活用しながら、今後の財政運営、市政運営を進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、大きな質問の1について再質問します。

遊休地が増えています。なぜ増えたのか、その理由と、また遊休地の削減目標はどのようになっているのかお尋ねします。また、昨年度の遊休地の草刈りなどの管理費の金額についてお尋ねをします。管理費は年々増加することが考えられますが、この管理費を削減する取り組みはどのようになっているのか。また、旭市旧中学校跡地利用検討委員会が作られ、委員会では旧海上中は未定、旧飯岡中跡地にはサッカー場の予定ですが、長く検討を重ねたということは何らか、全く案がなかったからなのではないのか。そういう中で、なぜ処分検討委員会にできなかったのか。行政改革推進課の設置目的に逆行するのではないのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） 何点か再質問いただきました。

まず、その前に先ほど1回目の私の回答にちょっと答弁漏れがございました。払い下げの方法というご質問があったかと思imasので、それについて申し訳ございません、お答え申し上げます。

普通財産の処分につきましては、現在、インターネット入札を活用しているほか、土地の貸し付け者や、または隣接者からの申し出等による売却を行っております。そういったことで売却を行っております。

続きまして、ただいまの質問ですが、遊休地の処分ですが、なぜ増えたのかというご質問でございます。

遊休地のほうですけれども、売却のほうも進めてはおるところではございますけれども、増えた要因としましては、主には旧海上中の跡地であるとか、旧食彩の宿いおか、または旧飯岡中の跡地、そういったものが行政財産が用途廃止などによって増加した理由。また、土地開発公社の解散等、土地開発基金の廃止ということで譲与されて普通財産となった土地の増加ということもございました。さらには、平成24年なんですけれども、登記簿の照合や現地の調査を行いまして、当時台帳に漏れていた土地を新たに追加したということも、これは増加の要因というふうに考えております。

続きまして2点目、削減の目標というご質問でございます。

現在、行政改革のほうでは特別な削減の目標ということは立ててございません。アクションプランのほうでは、未利用地については売却を進めるというふうに立ててはおりますが、具体的な数値ということでは、特に作ってございません。

あと、昨年度の維持管理費ということ、ご質問がございました。

平成30年度の維持管理費としまして、普通財産が439万5,000円ほど管理に要しております。これには通常の維持管理に係る経費に加えて、売却のための経費も含んでございます。

続きまして、維持費の管理削減の取り組みということでございますけれども、これについては日々の業務の中でいかに少ない維持管理費となるかということで常に検討しているところではございますけれども、現実的にはちょっと管理する土地が増えているというような状況もありますので、少し増えてしまっているということでございます。

旧中学校の処分の、なぜ検討としない理由については、企画政策課のほうからご答弁申し上げます。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 中学校の跡地、海上と飯岡とございますけれども、なぜ処分検討委員会としなくて利用の検討を進めたかというご質問ですけれども、ご存じのとおり、飯岡中学校、津波により被災しております。それから、海上中学校跡地については、周辺の環境整備という問題もございます。すぐに売却ということには、当時は私、行革課にいたので、売却という手段もあるかなと思ったんですけれども、それらの理由からすぐに売却ということではなく、まずは有効活用を考えようということで、利用検討委員会を設置したわけでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、例えば中学校跡地でも、もう利用の目的は終わったわけですよね。そうならば当然、処分するのが一般的な考えじゃないんですか。そんな中であれですよ、この遊休地ですか、せっかく行革課がある中で、何で目標くらい立てないのか。じゃ、行革課の進めている事業はみんな全て目標を立てないのか。建物なんかについては20%の削減目標を掲げているでしょう。その中で当然、この遊休地はもう完全に必要なくなったわけですから、本来であれば。中学校だって海上、例えばもう新しく建てたわけですから、そこは必要ないわけですよね。あればあるだけ金がかかる。それと同時に、あれば住民は市の財政関係なく、何らか利用したほうがいいだろうと。そういうことをやるとどんどん経費がかかるわけ、かさむわけなんですよ。

そういう中で、いずれにしましても、必要でない遊休地を処分すれば維持管理費が発生することもないわけです。遊休地はその利用目的が終了したことが大きな理由です。先ほど質問しましたが、利用目的がない土地があれば、何かを整備しなくてはとの声が出るわけですよ、住民から。

また、合併特例債を活用すれば3割負担で何でもできると勘違いする市民が大勢いるわけです。議員にもいるようです。できるだけ不必要な遊休地を処分しなければ、財政状況がますます悪化することが予想されるわけです。遊休地の処分を行うための取り組み、どのようにするのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） 合併後、遊休地、普通財産のほうは拡大してございますけ

れども、むやみに拡大を続けていくべきとは私どもも考えておりません。これまで施設整備と、あと施設の廃止処分を考えるに当たりまして、それぞれ検討する際に整備に重きを置いてきたというふうにとちょっと考えております。

こういった側面から見れば、確かに計画性もなく行政改革が何をしているのかというふうにお叱りも受けることももっともだと考えております。しかしながら、土地等の廃止処分にはさまざまな問題、課題が隠れているなど、簡単には手続きが進まないということもございまして、今後も慎重に検討していきたいとは考えております。これまでのように施設整備、あと廃止の処分を並行して進めていきますけれども、結果として廃止処分の検討が遅れてしまっているというふうにも捉えております。

これから拡大する未利用地、普通財産、その管理のあり方に課題があるということはしっかりと認識しておりますので、これまでの反省も踏まえまして、平成28年度に策定しました公共施設等総合管理計画の中で課題の解決に向けた方針も明記しているところでもございます。これから発生する施設で遊休地の跡地等につきましては、廃止する前にはできるだけ土地の利活用の方針を定めまして、財政負担の軽減を考慮して、適切な財産管理に努めてまいりたいという考えでございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、行革課、その存在の意義を十分認識した中で、今後事業を進めてもらいたいと思います。

それでは、次の再任用職員についてでございますが、臨時職員を多数任用していますが、臨時職員の年代別人数と臨時職員の定年制はどのようになっているのかお尋ねをします。

また、働き方改革により臨時職員の待遇が改善されると聞いていますが、今現在の臨時職員数で経費はどの程度増えるのか。そのためにも、職員、再任用職員など全ての職員の総体の経費を削減させなければなりません。このことから、再任用職員にも臨時職員の業務を担うような取り組みをして経費の削減に努めるべきだと考えますが、どのような取り組みを行うのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

最初に、申し訳ありません、臨時職員はその年代別の人数というのを手元に持っておりませんので、申し訳ありません。

それと定年制はあるかというご質問でございますが、定年制という概念は臨時職員にはございません。ただ、一般的にある程度の年数になればいかがかというところで考えているところでございます。

それと、働き方改革の中で改善がどうされて、その経費が増えるのかというご質問もございました。まさに今新年度の予算に向けて臨時職員が今度、会計年度任用職員に移行いたしますので、そのための積算を今しているところでございますので、現在まだ数字としては出しておりません。ただ、一つ言えるのは、期末手当を今度支給することになりますので、その部分につきましては間違いなく増えるというふうに考えております。

全ての部分について削減が必要かという締めくくりの言葉もありましたが、当然そうだと思います。人数云々というよりも、最終的には金額でどう削減されるかということが大事だなと思っているのは事実でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、今そういう中で再任用職員というのは時間給にしたらかなり、約2,000円払っているわけですね、全て込み込みにしますと。その中で、再任用職員は年金受給までの臨時職員でもできる簡単な業務を高額な経費で単純業務を行っています。来年度から臨時職員のフルタイムの方に期末手当を支給する条例の改正も行われているようですが、これは政府の働き方改革の一環であるわけですが、そんな中でせっかく再任用職員、長年培った経験、豊富な知識を活用した高度な業務につかせ、フルで再任用職員を雇用すれば、臨時職員も減少させることにつながると思うわけでございます。優秀な職員をわざわざ施設の管理などに当たらせて、時間2,000円も払う必要はないと私は思うんです。

いずれにしても、比例報酬部分の年金の受給まではフルタイムで活用し、その後、今のような週3日の業務につかせることが臨時職員の削減にもつながると思うんですが、行政改革にもこれはつながると考えますが、いかがかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 再任用職員の活用についてご提言ありがとうございます。

ご案内でございましょうけれども、再任用の職員につきましては、ご質問の中にもありましたとおり、年金が支給されるまでの間の採用という部分もございます。確かにございます。

でも一方では、これまで培ってきた職員のノウハウというのを生かしていただくという面もございます。そういった中で、現在、基本的には週3日という形で再任用職員については仕事をしていただいております。と申しますのは、フルタイムで働いていただければもちろんいいのかもしれませんが、フルタイムで働くということになってまいりますと、全体の職員数のマンパワーとしまして増えますので、新規に採用する職員のほうを減らさなければならないという問題も出てまいります。そういたしますと、年齢別のその職員の構成割合がゆがんでくるというようなことも懸念されますので、国においても必ずしもフルタイムでなくてもいいよということで通知が出ているところでございます。

いずれにしても、再任用職員の能力というのをどのように活用したらいいのか、これからもどこの場所で活用したらいいのか、あるいは日数もどうすればいいのかということについても考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今も答弁にありました経験豊富なことではございますが、そんな中で結局、今再任用職員が行っている業務、これは私から見たら臨時職員でも十分できる業務なんですよ。それを週3日では、本当にただ退職した職員が年金が出るまでの給与稼ぎではないのかと思うわけでございます。そういう中で、職員適正化計画の達成のためのものではなく、むしろ行政改革の達成を優先すべきではないのか。そんな中で行政改革を達成するためにも、再任用職員、簡易な業務ではなく知識と経験を生かした業務を行ってもらいまして、臨時職員削減などを含め総合的な経費節減を図る必要があるんじゃないかと考えますが、市長はどのように思いますか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 再任用制度ができて、確かにいろいろな部分で初めての試み、四、五年になるわけでありましてけれども、戸惑っている部分もあります。

議員がおっしゃられますように、本当に臨時職員と同じような仕事という部分も私の目から見てもそういった部分がありますし、その再任用職員の働いてもらう仕事の内容について、責任のある、臨時職員が減員できるような、そんな働き場所を探して、総務課と一緒にあって全庁的にそういった部分を洗い出しながら、再任用職員の活用をしていきたいと、そのように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、大きな3番目の飲酒運転の最初の懲戒処分プロセスについてお尋ねしますが、まずこの懲戒処分は消防長の名前で出したということですね。そうでしょう。そういう中で、消防長の名前で出した中で、なぜまず市が懲罰委員会でそれを決めたのか。これは法的にどうなっているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 旭市において懲戒処分を行う場合には、市の規程によりまして、旭市職員分限及び懲戒審査委員会に諮るということになっております。その規程によりまして委員会に諮問をして、それに対して答申を得たもの、それに基づいて消防長が処分したということでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 任命権はたしか消防長でしょう。それが全く組織の別の市の懲罰委員会ですか、そこでどのように決められるのか、それは自治法上どうなっているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 自治法でどうなっているかというお問い合わせでございますが、すみません、不勉強で自治法がどうなっているかは承知しておりませんが、特に自治法の中では規定はなかったというふうに考えておりますが、あくまでも今のこの市の中の規程としまして委員会を設置しているというふうに承知しております。

以上です。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 一つまずお答えいたします。

消防職員の懲戒処分につきましては、地方公務員法の第6条の中で消防長に懲戒処分の権限が与えられるということでございます。

あと、その委員会がどうかというご質問でございましょうか。委員会につきましては、申し訳ありません、今私承知しておりません。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 5 分

再開 午後 1 時 0 分

○副議長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

引き続き高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 午前中は大変失礼をいたしました。

審査委員会の関係につきまして、お答え申し上げます。

懲戒処分等を行う場合には、市で作っている条例、旭市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例に基づき処分を行っているわけでございます。ご案内のとおりでございますが。

処分するのは、任命権者である消防長が今回の事例は行うことになります。ただ、その内容を決定するに当たりましては、公正でなければならないということは言うまでもないことかと思えます。そうした中で、市として作っている審査委員会に消防長から諮問を受けまして、それに対して内容を返しまして、それを尊重して処分を行っているということでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 審査委員会の設置基準というお尋ねでございましょうか。

これは自治法の中で決まっているものではございません。自治法の中で設置しろということが決まっているものではございません。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、委員会では市長の意向があり、結論ありきでそのような委員会を開催し、懲罰の軽減になったのではないのかと思うわけでございますが、形ばかりの委員会で懲罰のなぜ軽減を行ったのかお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 審査委員会としましては、先ほども申しあげました規程の第2条、あるいは第3条に基づきまして、今回の事例についてどのくらいの処分が適当かというのを審査いたしました。その中で、加重ではない、軽減ということになろうかと思えますけれども、項目に照らして判断したというところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、二つ目の規程の条文にもありますが、過去に交通違反などで前歴を確認しなければなりません、どのように確認したのか。また、そのほか特別な事情があるとの条文ですが、この条文は懲戒処分を軽減するのではなく、それよりも軽い懲罰にかかわるものではないのかと思うんですが、また、この件について顧問弁護士と協議をしたのか、その協議内容についてもお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

前歴の確認をしたかというお尋ねについてまず申し上げますが、前歴につきましては、確認するすべがありませんでしたので、積極的な確認はしておりません。ただ、もし前歴があるとすれば、大きな犯罪であれば新聞報道等にも載りますし、本人からも当然申し出を受けるということが出てまいりますので、そういった意味では、前歴はなかったというふうに考えたところでございます。

それと、弁護士に相談したかということがございましたが、この件につきましては、弁護士には相談をしておりません。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 結局、調べるすべがないといったって、刑法犯については市に刑罰調書ありますね。そこに載っていると思うんですが、交通違反ですか、これは叙勲のときにはよく交通違反でもだめだと言われることがありますね。そんな中で、調べるすべがないというのは、これはちょっと懲罰委員会の職務怠慢だと思うんですよ。何で調べられないのか。これは市で警察庁へ連絡すれば調べつくんじゃないですか。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 該当する人間のその刑罰につきましては、外へ出せないというのが基本になっております。ただ、叙勲の際には、特別にそれは回答してもいいというふうになっていると聞いております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市が調べる場合は教えてくれないということですか。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 今も申し上げましたけれども、市から叙勲等の進達をするために調べるとことはできますけれども、そのほかの部分についてはできないというふうに理解しております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、3番目の軽減の基準についてお尋ねします。

規程の第3条の過去における、これはできないということですが、私はできるということに聞いているんですよ。そういう中で、じゃ全くこれについては調べようがないということですよ。そんな中で、特別な事情ですか、そういうことをどういうふうに考慮したのか、それをお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 何度も申し上げますけれども、その犯歴については、こういった懲罰のためには調べられないということで理解をしております。

それと、その特別な事情ということでもご質問がございました。特別な事情というのは、先ほども答弁したものと重複いたしますが、人事院が出しております懲戒処分の指針について、こういった項目を勘案したものでございます。具体的な内容につきましては、そもそもこの審査会は秘密会でございますので、今申し上げるわけにはまいりません。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、そういう中で、まず調べるすべがないということでございますので、もし調べられるすべがあったらどうするのか、ここで確認しておきます。

そんな中で、県及び他の市町村との比較でございますが、県や近隣と比べ非常に軽い処分と感じます。飲酒運転による道路交通法を見ても、最近では非常に厳しい処分となっています。そのような中で、なぜそのような軽い処分になったのか。それと同時に、この6か月ということでございますが、これは公務員法、それから自治法上、最高限度はどういうふうになっているのかお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 処分が軽いのではないかというお尋ねがございました。先ほど近隣の状況についても申し上げましたが、千葉県内での状況を申し上げたところでございます。ただ、全国、もう少し広げてみますと、懲戒免職ではないという事例もたくさんございますし、裁判の事例でも飲酒運転で即免職でないというものがたくさんございます。そういったものも勘案して、今回の決定になったというふうに考えているところでございます。

それと、6か月の処分がどうかというお尋ねもございました。懲戒の処分で最も重いのは懲戒免職、いわゆる首です。今回の処分の6か月の停止というのは、懲戒免職に次ぐ重い処分であります。

以上です。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 失礼いたしました。公務員法、自治法でどうなっているかというお尋ねがございまして、失礼しました。

国におきましては、1年までの処分ができるとなっております。ただ、都道府県あるいは市町村については条例で定めるということになっておりまして、千葉県におきましては、最高で6か月というふうになっておりますし、旭市も6か月という形で条例で定めているところでございます。近隣も6か月というふうに承知をしております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 公務員法より自治法のほうが安くて、結局停職は地方自治法では最高6か月なんですよ。公務員法では1年になっていますけれども、地方自治法のほうが易いんですよ。

それはともかく、次に、飲酒運転での自爆事故で県では懲戒免職、しかし、旭市では飲酒運転で被害者がある事故、どちらが重い罪か、皆さん方もご承知のことだと思いますが、そ

ういう中で相手がある事故のほうが、私は重いと思います。規則でもそのような順位になっています。県では、飲酒運転が発覚した時点で懲戒免職となっています。どのような理由があっても、これ懲戒免職となっているわけございまして、市民の中で「役所は飲酒運転で事故を起こしても懲戒免職にならなくて、いいところだね」とよく耳にするわけございしますが、市長は飲酒運転をしても停職と軽い処分を決定した理由と、飲酒運転を根絶させることをどのように考えているのかお尋ねをします。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに飲酒運転するということは、最大の、公務員としてやってはいけない行動だと思います。ただ、コンビニの駐車場の中でこすったというくらいという部分もいろいろと情状があるのではないかなと、そのような思いもありますし、今後、そういった部分でどう指導していくのかという部分でありますけれども、懲戒免職の次に重い6か月という停職処分でありますので、それはそれなりに感じていただけるものと、そのように思っているところでありまして、今後は消防署本部、あるいはまた総務課を中心に、庁内でも徹底してそういった部分で指導していきたいと、そのように思っているところであります。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、これはこれから処分の判断基準では即アウトなんですよね。そんな中でこのような処罰にしたということは、例えばこの基準に照らし合わせて処罰した場合には、裁判か何かで負けるとか、そういうこともあったのかお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋議員、これ（4）の再質問でよろしいですか。もう4回終わりましたので。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、大きなふるさと納税……

○副議長（宮澤芳雄） いやいや、今度（4）のほうです。

○20番（高橋利彦） じゃ、（4）今のでいいです。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 何度も申し上げているかもしれませんが、原則のその判断基準では確かに飲酒をしたということだけで免職となっております。それが第2条の規定でございます。一方、第3条では、その基準に対して加重あるいは軽減するということも規定している

わけでございます、それらをトータルで考えて結果を導き出したということでございます。  
以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、この判断基準ですか、これは改めればいいじゃないですか。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 基準を改めればいいのかというご質問でございます。

国は、飲酒運転だとしても全て免職ということではなくて、停職というような幅を持たせております。千葉県も幅を持っている部分がございますので、旭市のこの基準についても、直すかどうか考えてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、大きい4点目のふるさと納税についてお尋ねします。

まず、昨年度の寄附金額は県内で何番目になるのか。また、近隣の市町の寄附金額の状況についてお尋ねをします。

また、返礼品については3割までとなっていますが、魅力ある返礼品でなければ寄附金を受けることができないように感じます。そこで、地元の名産品や魅力ある名産品が市町村では多額の寄附を集めることが分かっています。本市の返礼品で最も多い商品と返礼品を魅力あるものにする取り組みについて、どのように考えているのかお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

まず、千葉県内での順位ということでございますけれども、すみません、少々お待ちください。千葉県内の順位につきましては、54市町村中27位でございます。ちょうど真ん中ぐらいということになります。それと、近隣の状況ですけれども、30年度の実績で申しますと、銚子市が1億8,000万円ほど、匝瑳市が2,350万円ほど、香取市が8,301万円ほどとなっております。

それと、魅力ある商品、3割以内ということで魅力ある返礼品を用意することで伸ばしていかなければならないだろう、それについてどう考えるかということですが、おとしからですか、去年からですか、かなり魅力ある商品として、その詳細は差し控えますけれども、

かなりの寄附を受けられている商品がございます。これについても今多々、実際にはバッグなんですけれども、いろんな種類を登録していただいて、より伸びるような形にしていこうということもございますし、それと、何といても旭市は農業のまちでございます。ただ、この間もお答えしましたが、その認知度が全国的に低いのではないかと。あるいは、ブランドに対する認知度も低いのではないかとということがございますので、これらを先ほども言いましたけれども、ポータルサイトのほうでも例えば先ほど申し上げたように、梨やイチゴなどは非常に人気がございます。これについてポータルサイトでもっと大きく取り上げたり、それから、こういった農産品についてはリピーターがかなり多くございます。そういったことから、そういったものも発信していければなと思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、3回目になりますが、全国ベースで見ると本市のふるさと納税寄附金、非常に少ないと思います。そんな中で、返礼品が他市と比較して特徴のある商品が少なく感じます。そんな中で、魅力ある返礼品の開発や、市内業者に呼びかけ、寄附者に喜ばれる商品を提供することが必要だと思います。この点については、市長はどのように考え、対策を行うのか。

また、道の駅が主要取引の業者になっていると考えていますが、これは道の駅の収益を上げるための対策と、市民からの声を多数聞きます。市内業者が直接提供できるよう取り組みを行うことが、市内業者の育成などにもつながると思うわけですが、市長、どのように考えているのか併せてお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 全国的には少ないほうなのか、全国的な順位は聞いておりませんが、今二、三年前から新しいサイトを作りながら、新しい魅力ある返礼品、そういったものを模索して実際効果を上げているところでありまして、これからもそういった努力は企画政策課を中心に、魅力ある返礼品を掘り出すための努力をしていきたいと、そのように考えておるところであります。

ただ、旭市は肉の産地、野菜の産地にしては肉と野菜、その割に多く出ていないということで、何かPRが足りないのかなと、そういった部分はいつも感じているところでもありますので、そういった部分もしっかりと研究しながら、これからのふるさと納税に備えていき

いと、そのように思っているところであります。

道の駅については、ふるさと納税のための拠点に、道の駅の収益を増やすためにやっているのかという部分でありますけれども、ただ、道の駅はその取り扱いが多く、いろんなものがあるということの中で、中継をするという、そのサイトのほうの業者も、そこが一番取り扱いやすいのかなというような部分もありますし、先ほども申し上げましたように、新しい企業の皆さん方にもどんどん登録してもらって、旭市のふるさと返礼品に協力していただきたいということは周知を図っているところでありますので、そういった面では今後も努力していきたいと、そのように思っております。よろしくお願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、ふるさと納税の影響額について、例えばふるさと納税寄附金を実施しない団体、また、少額の寄附金の受け入れだけあって、その他の市、数千人の方がふるさと納税を行った場合、市民税で1,000万円の減収が生じた場合、交付税の算入はどのようになるのかお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 交付税の算入の考え方ですけれども、ふるさと納税によって、例えば旭市からほかの市町村へふるさと納税をして、今お話があった1,000万円税収が減った場合どうなのかということでしたけれども、75%が交付税措置されます。したがって、750万円が来ますけれども、250万円はそのまま減収ということになります。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 次に、ふるさと納税の受け入れ額は交付税に影響がないとのことですが、そうすると、できるだけ寄附の受け入れがあったほうが財政的にも有利と考えるわけですが、そんな中で、泉佐野市ではふるさと納税寄附金が集まり過ぎて、返礼品の予算がなくなり、基金を取り崩して返礼品をそこから充てたと。つまり、基金を目的外に使用したということが報道されましたが、これは自治法違反だということになるわけですね、目的外使用ですから。そんな中で、金額の多寡はありますが、本市ではそのようなことが、基金を取り崩して返礼品の金を使ったということはございませんか。それをお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議員おっしゃるように、旭市でもふるさと応援寄附をいただい

たものは全額基金へ繰り入れております。使い道は別になりますけれども。それで、返礼品に基金を取り崩して使ったようなことはこれまでございませんし、これからはないものと確信しております。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、ふるさと納税に対する交付税の影響額についてでございますが、ふるさと納税による寄附金の受け入れ額は交付税の算定に影響ないのか、再度お尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。  
財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 交付税の算定に影響がないかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、全体の75%を見てください。それで残りは25%……  
（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 入ってきた分につきましては、基準財政収入額には組み入れられません。  
以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、最後の今後の取り組みについてでございますが、寄附金を多く集める市では魅力ある返礼品があります。商品もマンネリ化していくと考えます。そんな中で、今後、返礼品を魅力あるものをどのように発掘していくのかお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。  
企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

例えば商工会への相談ですとか、それ以外にも、昨今言われていることですが、モノからコトへというようなことがございます。それを受けまして、例えば旭市でも釣り船の優待券ですとか、そういったものもやっておるんですが、そういった体験型のものもこれから観光協会とタッグを組みまして、発掘あるいは創出していく必要があると考えております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 最後になりますが、長生村では長生き米として、長生村の米は返礼品として人気があると言われているわけでございますが、米はふさおとめでコシヒカリより商

品価値としては劣ります。このように、ネームが商品として魅力あるものと感じます。本市でも魅力あるネームでの商品開発が必要だと考えますが、市長は魅力ある商品とはどのようなものをお考えなのかお尋ねします。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 魅力ある商品の開発は企業、商売をしている方々も考えてくれると思っていますけれども、私は何といても、やはり旭市は豚肉と野菜、そしてまたタカミメロン、そのことだと思います。その三つをやはりもっともっとPRしながら、全国に発信しながら注文を受けられるような、そんな体制をつくっていききたいなと、そのように考えているところでありますので、よろしくお願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 高 木 寛

○副議長（宮澤芳雄） 続きまして、高木寛議員、ご登壇願います。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） 議席番号9番、日本共産党、高木寛です。今回の一般質問ですが、三つの質問事項を取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

第1点目です。子どもの貧困についてです。

千葉県の財政力指数は全国第4位ですが、人口1人当たりの民生費は全国46位、教育費は45位と福祉や教育に冷たい県政であるということを、まず指摘しておきます。

そこで、まず子どもの貧困についてですが、2015年の厚生労働省の国民生活基礎調査によって算出される子どもの貧困率は13.9%で、7人に1人が貧困と言われており、ひとり親家庭の貧困率は50.8%と算出されています。貧困の原因は、あらゆる年代、階層の人が失業や病気などで収入が減れば、たちまち生活が行き詰まり貧困に陥る状況になります。これらの事態は、労働法制の規制緩和による雇用破壊、非正規化と賃金下落、年金、医療、介護などの社会保障の連続改悪、中小企業や地場産業の切り捨てによる地域経済の荒廃など、国の悪政によって引き起こされたものと、これも指摘します。

そこで、明智市長は子どもの貧困についてはどのように捉えていますか、お答えください。

旭市でのひとり親家庭はどのぐらいの世帯数ですか。子どもの貧困に対して旭市では具体的な支援やサポートはどのような施策がありますか。また、貧困が要因とされる子どもへの

虐待や学校生活でのいじめ問題などは、この旭市では存在していますか、答弁を求めます。

次に、第2点目です。生活保護行政について伺います。

2018年6月に生活保護法、生活困窮者自立支援法、社会福祉法、児童福祉法が改正されました。貧困問題を改善するための内容を含んでいますが、特に生活保護制度は制度利用者の生活状況を悪化させる可能性が高い内容であると、これも指摘します。

そこで伺います。旭市での生活保護受給者世帯の状況はどのようなものですか。特に65歳以上の高齢者の受給者は何人で、その割合はどのようなものですか。旭市の民生費は1人当たり幾らですか。答弁を求めます。

次に、第3点目です。旭市職員の雇用状況について伺います。

地方自治体が住民福祉の向上を図るという、その役割をしっかりと果たしていくことが求められています。そのためにも、児童虐待防止対策、子育て、教育、介護、生活保護などの社会保障や各種インフラ整備と老朽化対策、災害対策など住民サービスのあらゆる分野で公的業務を担う自治体職員の増員と人材の育成、公務労働者としての権利保障と処遇改善が求められていると思います。

そこで伺います。旭市での非正規雇用の職員の割合はどのくらいですか。図書館、保育所、給食調理などの業務部門ではどのような状況ですか。それぞれの賃金水準はどのようなものですか。正規職員と比べての仕事内容、役割などはどのような状況ですか。それぞれについて市長と担当課長の答弁をお願いいたします。

これで第1回目の質問を終わり、あとは自席での質問といたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の質問に対して、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高木議員のご質問にお答えをいたします。

私のほうからは、1番目の（1）子どもの貧困をどう捉えているかということで、お答えをさせていただきます。

旭市の未来を担う旭市の子どもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないように、健やかに育成される環境を整備していくことが大切だと感じているところであります。そんな意味で、本市では生活に困窮されている方々へのさまざまな支援がございしますので、支援を必要としている方々に確実に届くよう、全庁連携して取り組んでいく

ことが何よりも重要であると捉えているところであります。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 社会福祉課からは、大きな1の子どもの貧困についての（3）、大きな2の生活保護行政についての（1）、（2）についてお答えします。

初めに、子どもの貧困についての（3）の支援やサポートする支援策について、県の推進計画における四つの重点施策に沿って、旭市の施策について関係課とともにお答えいたします。

社会福祉課からは1点目、教育の支援として教育支援資金、2点目は生活の支援として生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業、3点目は保護者に対する就労支援として、同制度による就労準備支援事業、4点目は経済的支援として生活保護制度などがございます。

続いて、大きな2の（1）生活保護受給世帯の状況でございますが、平成30年度の実績でお答えします。平成30年度の生活保護受給世帯は333世帯で、受給者数は386人でございます。

次に、（2）の特に65歳以上の高齢者の割合でございますが、65歳以上の高齢者の割合については、受給者の世帯類型別の保護世帯数に基づき回答させていただきます。平成30年度の生活保護受給世帯数333世帯のうち、高齢者の単身世帯が192世帯、2人以上の高齢者世帯が16世帯、合わせて208世帯、受給世帯に占める割合は約62.5%でございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうからは、大きな1、子どもの貧困についての（2）から（4）までについて回答いたします。

初めに、1の（2）旭市におけるひとり親家庭はどのくらいの世帯数かという質問についてですが、ひとり親家庭の数はさまざまな要因により、正確な数値を把握するのは非常に難しいことでございます。子育て支援課で把握しているデータでは、児童扶養手当の受給要件該当者数が最も近い数値であると考えられますので、その数値をお答えさせていただきます。

平成30年度末現在で633世帯であり、平成26年度末では676世帯となっております。5年前と比較いたしまして、年々減少傾向となっております。

続きまして、（3）支援やサポート支援策ということで、子育て支援課では保護者に対する就労支援として、ひとり親家庭の親を対象とした自立支援教育訓練給付金事業、及び高等技能訓練促進費支給事業がございます。また、経済的支援として、同じくひとり親家庭を対

象とした児童扶養手当支給事業、及びひとり親家庭等医療費等の助成事業がございます。以上の4事業を関連する事業策として実施しております。

続きまして、（４）の子どもへの虐待、いじめ等の問題は存在するのかという質問について回答いたします。

児童虐待と貧困の関連性、因果関係についてはとても難しいところでございますが、子どもへの虐待は深刻な人権侵害であり、絶対にあってはならないことでございます。しかし、残念ながら本市においても発生しているのが問題でございます。現在、子育て支援課が主となり、児童虐待と認知してかかわっている件数は40件でございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課からは、大きな1番の（３）、（４）について回答させていただきます。

初めに、1の（３）支援やサポートする支援策はありますかという点についてお答えいたします。学校教育課では、教育の支援の主な支援策についてお答えします。

一つ目は、要保護及び準要保護児童・生徒就学援助制度です。これは、経済的理由により就学困難な児童・生徒及び就学予定者の保護者に対し、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施を図るものです。

二つ目は、育英資金給付事業です。これは、特に優れた資質を有しているものの、経済的理由で高校、大学等への就学が困難な生徒に対して、教育の機会均等の観点から育英資金を給付し、将来、本市の発展及び社会に貢献できる人材の育成を図るものです。

続きまして、（４）子どもへの虐待、いじめ等の問題は存在するのかという点についてお答えいたします。

子どもの貧困といじめの関係については、現在のところはっきりとした因果関係は認められません。市内小・中学校のいじめの認知件数について過去3年間を申し上げますと、平成28年度は83件、29年度は94件、30年度は103件と、やや増加傾向にあります。これは小さな事案でも見逃さずに対応し、解決を図っている取り組みの表れと認識しております。

次に、いじめ認知時の対応の区分ですが、冷やかしかからかい、嫌なことを言われるが最も多く、そのほか仲間外れ、軽くぶつかる、たたかれるなどとなっております。主として人間関係のトラブルから発展したいじめが多くなっています。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私から2、生活保護行政についてのうち（3）旭市の民生費は1人当たり幾らかについて回答させていただきます。これにつきましては、平成30年度でよろしいでしょうか。

それでは、本市の民生費の1人当たりの額ですけれども、民生費の決算額を年度末時点の人口で割った額で申し上げますと、平成30年度は13万3,000円となっております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは大きな3点目の三つの項目についてお答えします。

まず最初、（1）の非正規雇用の職員の割合についてでございます。

非正規雇用、いわゆる臨時職員として任用する中で、フルタイムの臨時職員ということで申し上げますと、今年の6月の時点で106人となっております。一方、正規の職員が668人おりますので、合わせた数は774人となります。臨時職員の割合は約14%となっております。

次に、（2）の図書館や保育所、給食調理員などの業務部門ではどうかということでございます。今年のやっぱり6月時点ということで申し上げたいと思います。旭市の図書館には、資格職としての臨時職員司書が2人おります。いずれも短時間勤務の任用となっております。

次に、保育所でございますが、保育士としては59人、調理員として20人を任用しております。このうちフルタイムの保育士、これは29人、調理員のフルタイムは13人となっております。

あと、質問の中で賃金水準ということもございました。共済費を含めない数字で申し上げます。図書館の司書につきましては、勤務年数によって違いがございます。低いほうですと時給950円から高いほうで1,300円となっております。保育士につきましては、時給が1,200円でございます。それと、保育士は一時金としまして、5年勤務の方には年間22万円の手当も支給しております。それと調理員につきましては、時給が990円となっているところでございます。

次に、（3）の正規職員と比べての仕事内容とか役割というご質問についてです。

臨時の職員につきましては、原則としまして、正規職員の補助的業務を担っているところでございます。具体的に申し上げますと、図書館司書であれば、図書の選書であるとか発注、管理などということになりますし、一般事務ということになってまいりますと、図書館のカ

ウンターにおけます受け付けの業務、あるいは本を書棚にかける配架整理業務などということになってまいります。

保育士、調理員は名前のとおり保育の業務、調理業務につくものとなっております。

なお、原則としまして、臨時の保育士についてはクラス担任を持つということはございません。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、座席での質問をいたします。

まず、子どもの貧困についてですが、市長から、ちょっと言い方は変ですけども、市長の答えでないような答弁だなというふうに感じました。というのは、子どもの貧困とはどう捉えているかということなんですけれども、子どもの貧困とは、子どもの権利条約で明記されている子どもの権利が保障されていない生活状況で、衣食住などの基礎的生活が保障されないままに在る貧困世帯のもとで暮らしている子どもの存在のことであると思うんです。そのために、教育、進学、権利が侵害されたままにあり、国や地方自治体から見捨てられた、こういう状態にある子どもの実態であるとは私は認識しておりますが、いま一度市長のお答えを求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども答弁をしましたように、さまざまな支援策、それぞれの担当課、先ほども回答が、課が幾つもあったように、それぞれの施策によって貧困対策というようなことで支援策をやっているところであります。それを周知するということがやはり全庁的に必要なのではないかと。一軒一軒探すというわけにはいきませんので、その周知をして要請をしてくれる、要望してくれる、そういったことがこれからの行政の仕事ではないのかなと、そのように思っているところでありますので、その辺は努力をしていきたいと、そのように思っています。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 分かりました。

それでは、次の旭市におけるひとり親家庭の世帯数、課長からお答えになりました。特に母子世帯が貧困と直結する現状にあると聞いております。この旭市のひとり親家庭、このプライベートにもかかわりますけれども、かなり貧困と直結している、こういう事実は、こう

いう認識でよろしいでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 先ほど申しましたひとり親家庭の世帯数でございますが、そのうち平成26年度の母子家庭が540世帯で、平成30年度になりますと470世帯ということで減少しております。主な原因ははっきり分かりませんが、婚姻によるもの、転出によるもの、また子どもが18歳を過ぎて成人になったということで、そういう児童扶養手当の受給から外れたもの等が原因になっていると思います。

また、その全体の人数の中で児童扶養手当の受給の対象外、申請はしたけれども、停止者という形になっている方も平成26年度は99世帯、平成30年度につきましては127世帯と逆に増えております。そちらにつきましては、各ひとり親の家庭での所得が上がったというふうに考えられます。ですから、一概にひとり親家庭だからといって貧困だということではないのかなと考えられます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、（3）の支援やサポートをする支援策、先ほどの1回目の質問でのお答えで、それぞれの担当している方、回答がありました。でもちょっと具体的に分かりませんでしたので、ひとつこういう事例といいますか、ありますので、それに基づいて質問しますけれども、昨年、子育て支援課が行った子ども・子育て支援に関するアンケート調査、これが報告書として配られました。これですね。かなり分厚いものなんですけれども、私も読み解いてはいませんが、質問の内容といいますか、質問の用紙もかなりページ数があつて、親御さん、かなり苦勞されたと思うんですけれども、この中で現在の暮らしの状況などを聞いています。その中の回答で、就学前児童がいる世帯では40.6%の家庭が「大変苦しい」「やや苦しい」と答えています。この辺の事情、このアンケート調査を基にして旭市では第2期の政策に生かすというような内容で、この調査を行ったということで報告されていますけれども、まずこういう貧困につながる「大変苦しい」「やや苦しい」という家庭が、ゆとりがある世帯よりもちょっとだけしか低くないですね。「大変苦しい」「やや苦しい」が合わせて40.6%あります。それで「ややゆとりがある」家庭でも46.5%と。半数近くが「大変苦しい」「やや苦しい」とお答えになっていますが、これへの具体的な計画といたしますか対応を、今考えている最中だとは思いますが、今の段階でのお答えはありますか。

よろしくお願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） ただいま高木議員がおっしゃってありました計画、施策、こちら第2期旭市子ども・子育て支援事業計画というものになります。この計画につきましては、現在作成中でございます。計画に当たりまして、子ども・子育て会議など委員の意見を踏まえ、また、パブリックコメントなど市民からの意見も参考にして、年度末には作成終了とする予定でございます。その中計画の中で、今回、前期の計画と新たにこの子どもの貧困に対する施策、また児童虐待に対する施策等を新たに組み込んでおります。そのような中で、新たにこのようなアンケートの結果を踏まえまして、施策、事業の強化等を考えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それじゃ、この第2期の旭市子ども・子育て支援事業計画、素晴らしいことになるように期待いたします。

この中で4番目です。子どもへの虐待、いじめ等の問題は存在しますか。回答ではそれぞれ何件というお話、報告されました。この虐待につながる要因として、私は経済的な困難、虐待者の心身の状況、ひとり親家庭、夫婦間不和、不安定な就労などの実際があると思うんですよね。このアンケートの調査でも、「周りの家庭で虐待の疑いがある子どもがいた」と、4.8%の方が回答されています。どこにも相談、通報はしなかったと回答しているアンケートの回答者がいますけれども、この具体的なつかみとといいますか、こういう相談を受ける窓口として、それぞれの課が対応していると思いますが、もう一度子どもへの虐待、またいじめ等の問題で具体的な事例があればお答えをお願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） まず、具体的な事例といいますとちょっと難しいので、この場ではちょっとお答えできません。

また、先ほど質問の中に4.8%の方が、虐待の疑いがある子どもがいたという確認しているということです。市ではそのような場合、相談や通報等について、まず相談窓口として子育て支援課内に家庭児童相談室や保健センター、学校、保育所、子育て支援センターなどで

相談窓口として受け付けしております。家庭児童相談室には相談専用の直通電話も設置しております。また、厚生労働省では全国一律の3桁ダイヤル189番（いち早く）を設置し、社会全体で解決すべき問題として通報を促す推進を実施しているところでございます。

周知方法につきましては、広報あさひ、市のホームページへの掲載、市の関係窓口や関係機関へのチラシの配布などをして一人でも多くのお子さんが救われるように努めております。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 学校のアンケートというのがありまして、これは旭市の場合じゃないんですけれども、ある学校でのアンケートで、助けを求めている千葉県野田市の事件など、幼い命が奪われる虐待死が相次いでいます。こうした動きの中で、政府は児童虐待防止対策体制総合強化プランなどを決定しまして、市町村の体制強化を求めています。子ども家庭総合支援拠点と関係機関の連絡調整を行う常勤職員、要対協調整担当者をこの全市町村に配置する、設置するという国の方針がありますが、これについて旭市ではどのような状況ですか。答弁を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） ただいまの再々質問についてお答えいたします。

国は2022年度までに、全市町村へ子ども家庭総合支援拠点の設置の方針を打ち出ししております。旭市においては、現在、要保護児童対策地域協議会を担当する職員、こちら保健師1名と家庭相談員2名、こちらは学校の先生を経験した方が非常勤で2名配置して、虐待や、そういう相談に対応してございます。

今後は、支援拠点設置に向けまして、職員の配置と強化整備に努めていきたいと考えております。

○副議長（宮澤芳雄） 一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

○副議長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高木寛議員の一般質問を行います。

高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、大きい2項目め、生活保護行政について伺います。

生活保護法は改定され続けています。2007年3月には老齢加算の完全廃止、2013年8月に生活扶助基準の引き下げ、2015年7月、住宅扶助基準の引き下げ、2015年10月冬季加算の引き下げ、2018年10月、生活扶助基準の引き下げ、このように生活保護費削減が進められているのが現状です。

こういう中で、旭市の生活保護受給者が333世帯386人という回答いただきました。今後、こういう削減がすごく進んでいますので、生活保護受給者はかなり生活が苦しくなってくるというふうに予想されますが、こういう削減が続いている中で、担当課としてはどのようにこの状況を捉えているか、お答えをお願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） それでは、初めに本市の生活保護受給者の推移についてお答えします。

直近の3年間で申し上げますと、平成28年度は世帯数で351世帯、受給者数は410人、平成29年度は339世帯で396人、平成30年度は333世帯で386人で、ご指摘のとおり徐々に減少し、平成28年度と平成30年度は比較しますと、世帯数で18世帯、受給者数で24人の減少であります。

また、直近の本年4月から9月までの状況でございますが、月平均で世帯数は338世帯、受給者数で394人です。平成30年度と比較しますと、世帯数で5世帯、受給者数で8人とそれぞれ増加の傾向にあります。これは高齢化等の理由により増加したことが主な要因と思われます。

社会福祉課では、ご相談に来られる方に寄り添いまして、よくお話を聞いて適切な最低限の生活が保障できるよう支援してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 2005年4月に自立支援プログラム、この導入が自立支援の強化ということとで叫ばれていますが、この自立支援プログラム、旭市での状況はどのようなものですか、担当課のお答えをお願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 自立支援プログラムの旭市での状況はどうかについてお答えします。

生活保護制度は、生活に困窮している方々に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした国の制度です。自立支援プログラムは、生活保護受給者の自立や就労に向けた支援となります。

ご質問の旭市での状況でございますが、就労支援プログラムやヘルパー・訪問看護派遣プログラム、多重債務整理プログラムなどの支援に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ちょっと進みますけれども、生活保護の自動車利用原則禁止の緩和を求めたいと思います。

まず、生活保護利用者には自動車の保有、利用を原則認められていません。しかし、地方、特に子育て世帯にとっての自動車利用は大きな意味があります。通勤、買い物、通院など、日常生活を行う上で自動車を利用することが当然の前提となっています。

こういう状況で、昨年、厚生労働省は車の保有要件、使用要件についての意見を求めました。その結果は、自動車保有・使用要件を広げるべき、こういう回答が多くありました。その理由としては、地方での公共交通が脆弱となっている、車が生活の必需品となっている、このことを挙げています。旭市としても、国に車の必要性の意見をぜひ申し上げてほしい。このことについて答弁をお願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 生活保護制度は、人が人らしい生活を送る上でなくてはならない制度でございます。しかしながら、公金である以上、その使い道はルールに従い、厳正でなければなりません。

生活用品としての自動車は、単に日常生活の利便に用いられるのみであるならば、現在のところその所有は認められていません。また、自動車は資産であり、資産活用の観点から、原則として処分の上、生活の維持のため活用していただくこととなります。

自動車の所有が認められるのは、就労のために必要で、被保護者世帯の自立に役立つ場合などでございます。社会福祉課では、被保護者の方々へ寄り添いながらも、国の施策、基準

に基づいて厳正な執行に引き続き努めてまいりたいと思います。

ご質問にあります、旭市としても国に車の必要性の意見を上げてくださいますとのことですが、現在のところその予定はありませんが、今後、国の動向を注視してまいりたいと存じます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、3番目の市民の民生費は1人当たり幾らかという質問で、民生費とは地方自治体において福祉などに支出される費用で、児童福祉費、社会福祉費、生活保護費、老人福祉費などから成る費目です。

千葉県の民生費は、2016年は人口1人当たり17万円、全国で下のほうの46位です。全国平均では、1人当たり22万3,000円、旭市は1人当たり幾らになりますか。市民の命や暮らしを守るための費用であるということで、増額を要望いたします。これへの答弁を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、2016年度、平成28年度の本市の1人当たりの民生費の額ということでございますけれども、決算ベースで13万2,000円となっております。

それと、民生費を引き上げるべきということですが、民生費につきましては、平成30年度は87億4,411万7,000円と、構成比30%を占めております。おおむね市の一般会計決算額の3割を占めておりまして、全ての費目の中で最も多くの比率を占めております。こういったことから、低い金額ではないのかなというふうに思います。

ただ、民生費と言っても、いろいろな費目等がございます、いろいろな科目事業がございます。それぞれの中で必要かどうかと、そういったものを考えながら予算査定に反映させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 確かに、3割の予算、決算であるという報告がありましたけれども、全国平均では1人当たり22万円、千葉県の場合は17万円で、これは全国46位なんです。47都道府県のうちの46位というのは、下から数えて2番目でしょう。その中で旭市、確かにかなり支出される、そういう決算だと思うんですが、ぜひ命や暮らしを守る費用なので、増額を再び要望して回答を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 増額の再度の要望ということでございますけれども、ただ民生費といってもいろんな事業がございますので、ただ増額といっても難しいところがあると思います。そういったところで、旭市にとってどういった福祉予算が必要なのかと、そういったことを考えながら予算に当たっていきたいというふうに考えております。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それじゃ、次の3項目めの市職員の雇用状況について伺います。

最初のお答えでかなりの数字が出されましたけれども、総務省は職員数の削減率を用いた交付税算定率の算定の見直しを表明しています。これについて、旭市としてはどのように捉えていますか。お答えを求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 職員数の減による交付税の算定ということですが、職員数や人件費の削減率につきましては、普通交付税の基準財政需要額の算定に影響しております。具体的には、全国の平均削減率よりも多く削減すれば交付税が多くなり、少なくなれば少なくなると、それが現在の交付税の算定方法となっております。

一方、児童虐待の防止や防災減災対策の強化等、行政需要の増加に適切に対応していく必要があり、大幅な職員数の削減には限界があることから、国においては算定方法の見直しを検討しているところです。

今後は、国の動向について注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 総務省の労働力調査によりますと、非正規雇用労働者は2016年、2,000万人を超えて、2018年には2,120万人となり、雇用労働者に占める非正規雇用の割合は4割弱と、このところずっと推移していると報告されています。安倍政権は働き方改革関連法の中で、雇用対策法を改悪して労働者保護法制の適用されない日雇い型就労も含めた多様な就業形態の普及を国の施策として進めています。自治体の非正規職員は、際立つ低賃金の状況に置かれていると私は見えています。臨時、非正規職員のうち、約75%は女性の方です。地方公務員の4人に1人は、女性の非正規公務員として報告されています。旭市の状況はどのような状況か、お答えを求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 非正規の中での女性の割合というご質問でございます。

先ほど、非正規の人数につきまして6月時点で106人ということを申し上げました。そのうち女性職員は66人となっておりまして、割合としましては62%となっているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 一般の事務職員では、非常勤、臨時職員は正規公務員の4分の1から3分の1の賃金しか支払われていない、これによって絶望的な格差状況である、そういう訴えがされています。旭市では、その賃金はどのような状況ですか。

それから、業務部門では半数以上が非正規で、賃金水準は正規の3割から4割です。これらのことについて答弁を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 賃金水準についてのお尋ねでございます。これも給料手当の額のみで、共済費を含まない額でお答えしたいと思います。

まず、臨時の一般の事務職、これにつきましては時給が940円となっておりまして、日額でいきますと7,300円、年収ベースでは175万2,000円となっております。

一方、正規職員のほうになってまいりますと、年収ベースで約554万2,000円ですので、一般事務職に限って申し上げますと、臨時は正規の約3分の1程度となっているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ということで、かなり非正規労働者、議員によっては市の経費削減につながるということですが、働いている皆さんにとっては3割から4割ぐらいの賃金しかもらえていない、これじゃあまりにも生活が大変だということで、そういうものの改革を望んで私の質問を終わります。最後の答弁を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 格差が大きいので、どのような形を考えるのかということかと思えます。

今、臨時職員についての制度の改正が進められておりまして、令和2年度からは臨時職員という制度がなくなりまして、会計年度任用職員という制度に移行いたします。それによりまして、一番大きなものは期末手当が支給されるということで、大きな部分がございます。そのほかにも、待遇の面で休暇等の面でも少し手厚くなる部分がございます。その会計年度任用職員の制度が整うことによりまして、格差の解消が図られるのではないのかなと思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 伊 藤 保

○副議長（宮澤芳雄） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（12番 伊藤 保 登壇）

○12番（伊藤 保） 議席番号12番、公明党、伊藤保。議長より発言の許可がありましたので、通告に従い質問をいたします。

今年は近年にない台風に見舞われ、旭市でも台風15号による大きな被害に見舞われました。被災に遭われました皆様には、心からお見舞い申し上げます。

近年、地球温暖化による豪雨被害、海水温上昇による自然環境の変化など、今までにない災害が頻繁に発生するようになりました。今まで災害の少なかった旭市でも、命を守る行動をとらなくてはならないような災害が発生する状況になってきていると感じているのは、私だけではないと思います。台風15、19号では、早目の避難所の開設など、職員の皆様は大変なご苦勞をされたと思います。

早速質問に入ります。今回は3項目7点に絞って質問をいたします。

1項目め、防災について。

台風が接近、通過をするたびに市内4地域の一時避難所を毎回開放しておりますが、1点目に、避難所について、各4か所別の収容人数は何人が伺います。

2点目に、防災無線について、室内受信機があっても聞き逃したりする方がおります。電話でガイダンスができないのか伺います。

3点目は防災について、災害があった日から災害廃棄物仮置き場の設置まで、どのくらい

時間を要したのか伺います。また、災害対策本部設置基準を併せて伺います。

続いて、2項目めにワクチンについて質問いたします。

現在、接種が行われています肺炎球菌予防接種、インフルエンザ予防接種、子宮頸がん予防接種の接種率を伺います。

2点目のロタウイルスワクチンについて、国は来年の10月よりロタワクチンの定期接種に踏み切りますが、接種対象など詳しい内容を伺います。

3項目めに、観光について1点。

旭市の観光客は、私のイメージでは夏季シーズンに集中しているように見えますが、年間を通じて旭市に訪れる観光客が増えることを願っている一人ですが、冬季観光について伺います。まず、年間を通じた旭市の観光客数はどのくらいあるのか伺います。

以上、1回目の質問を終わります。再質問は自席で行いますので、分かりやすいご答弁をお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな1点目の防災についての3項目あるうち、所管分についてお答えしてまいります。

まず、一つ目の避難所についてでございます。

4か所の状況を申し上げます。収容人数という言い方がございましたけれども、避難した人数ということではなくて収容……

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 収容人数でございますか、失礼いたしました。

順番が違ってしまったら申し訳ありませんが、申し上げます。総合体育館が588人、それと海上公民館が166人、飯岡保健福祉センターが238人、干潟公民館は、今改修しておりますし、今度壊すこととなります、ふれあいセンターという形で申し上げさせていただきます。今回、ふれあいセンターを開設した、干潟のふれあいセンターが35人、すみません、合計出しておりませんが、そういった人数でございます。

次の質問でございます。防災無線でございます。

防災無線につきまして、電話によるガイダンスが取り入れられないかということでございます。防災行政無線のテレホンサービスというふうに申し上げさせてもらいますけれども、聞き取れなかった放送の内容を電話で利用して再度聞くことができるサービスのことでござ

います。しかし、旭市においては残念ながらまだこのサービスを導入しておりません。

防災行政無線は、災害時の避難情報など重要な情報を伝達するシステムですし、テレホンサービスはそれを補完するために有用なサービスであります。でも、大規模な災害時には、電話回線が使用できない場合に、そのサービスを利用できないというデメリットもございます。このために、市では防災行政無線の内容を確実に伝えるために、屋外だけではなくて、各家庭にも戸別受信機を貸与しております。受信機には録音機能も備えられております。放送を聞き逃した場合には、その機能をご利用いただければと思っております。

次に、（３）の災害対策についてでございます。

災害対策本部の設置基準というご質問でございました。災害対策本部は、災害の種類によっていろいろな基準がございますが、今回は風水害だけについて申し上げたいと思います。

風水害のときに設置する基準としましては、市の地域の中で特別警報が発表されたとき、あるいは土砂災害警戒情報が発表されたとき、あるいは市の地域の中で大雨、洪水、暴風、土砂災害、高潮などの気象警報が発表され、市の中で災害が発生するあるいは発生するおそれがあるとき、こういった場合に災害対策本部を設置すると定めているところでございます。

私からは以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、私のほうからは、大きな１番の（３）の災害廃棄物の仮置き場についてお答えします。

こちらの設置の開設日とその理由ということでよろしいでしょうか。仮置き場の開設については９月２０日となり、９月９日未明の台風１５号の通過から１１日ほどかかっています。

また、設置に期間を要しました理由といたしましては、当初は災害廃棄物をクリーンセンターで受け入れていましたが、搬入量が多く処理が困難になってきたため、仮置き場を開設いたしました。搬入量が見込みより多くなってしまった理由といたしましては、一部損壊世帯が多く、災害廃棄物の発生量が予想以上に多かったことによるものです。

なお、近隣では、焼却施設が停電の影響で稼働できないこともあり、仮置き場を設置したとの話を聞いております。

今後は、大規模災害による仮置き場設置については、状況を早く判断し市民への周知を図っていきたいと思います。また、仮置き場を開設しない場合は、通常の火災と同様に現状を確認し、一般廃棄物処理手数料の減免申請により対応してまいります。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 私からは、項目２の（１）お尋ねのワクチン接種率について初めにお答えいたします。

平成30年度におきまして、高齢者肺炎球菌ワクチンは36%、高齢者インフルエンザワクチンは53.1%となっています。また、子宮頸がんワクチン接種率は0.5%というふうな形となっております。

次に、（２）ロタウイルスワクチン定期接種化の現時点での国の情報でございますけれども、まず、議員が言われたとおり、ロタウイルスワクチンは令和２年10月から予防接種法に基づき、市町村が実施する定期接種の対象になる予定でございます。

対象者は、令和２年８月生まれ以降の者で、生後６週から32週を接種時期とすること、ワクチンは２種類を用いること、また、定期接種となるため交付税措置が受けられるというようなことなどを今のところ聞いております。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから３の観光について、このうち（１）年間の来客数について、それから（２）の冬季観光についてご答弁申し上げます。

まず、（１）の年間の来客数でございますが、こちらは平成30年の１年間の観光施設及び観光イベントの来客数ということで、およそ213万人でございます。

それから、（２）冬季観光でございますが、こちら冬季のイベントの内容ということでよろしいでしょうか。幾つかございます。

まず、12月２日から31日まで、こちらは海上公民館周辺で、イルミネーションでライトアップするスターライトファンタジー、これは現在開催しているところでございます。それから、12月１日から２月29日まで、こちらは市内の26店舗の飲食店の協力で行われます、冬のあったかグルメまつり、こちらは旭市観光物産協会加盟店の飲食店が、温かい料理をテーマに各店舗自慢の一品を決めて、来店されたお客様がこの料理を注文されますとスタンプがいただけます。このスタンプを集めると、旭市の特産品が当たる企画でございます。もう一点は、来年の２月23日に観光物産協会飯岡支部主催のリアル宝探しがございます。こちらは、飯岡地区内３か所に隠された宝箱を、謎を解きながら探し歩くイベントでございます。

以上が主なイベントでございます。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） それでは、順次質問をさせていただきます。

まず、最初は避難所について再質問させていただきます。

指定された飯岡福祉センター、総合体育館、これは人数を見るとかなり収容人数があるわけでございますけれども、当日避難所に見に行ってみますと、畳の部屋があるわけですが、だいたい40人ぐらい入ると、そのほかはみんなフロアに回されるんです。そうすると、毛布を2枚いただいて、1枚を敷いて1枚はかけるというようなことでございまして、フロアは板なので、毎回毎回聞かれますけれども、年寄りには体が痛くなりきついの声を毎回聞いております。年に何回か避難所として指定しているわけでありますから、ある程度マットなど用意ができないか伺います。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 避難した方が、床がかたくてなかなか体きついというようにお声は私のところにも届いております。

それで、飯岡福祉センターを申し上げますと、避難所として開設した場合、まずは施設内の和室のほうの部屋から受け入れを行っていくんですが、今回の台風のときには人数たくさん来ましたので、和室では受け入れられずにホールの方にも順次誘導したというところがございます。そのホールは、床が体育館と同じようにかたくて、なかなか寝ることもできなかったなという声も聞いております。

このため、クッション性のある床に敷くマット、1センチぐらいの厚みで畳1枚ぐらいの大きさのものでございますけれども、これを今年度100枚購入いたしました。残念ながら、秋の台風のときに間に合わなかったんですけれども、先日、飯岡保健福祉センターに備蓄ということで配備したところでございます。

今後は、そのホールに避難された方についても、その備蓄したマットを1枚ずつご利用いただければなと思っております。さらに申し上げますと、このマットの購入につきまして、来年度も少しずつ増やしていければなと思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 大変にありがとうございます。

総合体育館も来年度、少しずつ増えていくと思います。できれば、やっぱりそういったきめの細かい対応が必要になってくると思うんですよ。福祉センターの研修室というのかな、

あの真正面に大きな所がありました。そこを見ると、畳を敷いて8畳ぐらいの広さで全部片づけてもらって、それで体の悪い方とか休んでおりました。やっぱりそういったきめの細かい避難所のあり方というのは、これからもっと課題になってくると思いますので。

続いてですけれども、災害応急対策計画が一部変更になりましたね。避難準備情報を避難準備高齢者等避難開始と、それと避難指示に変更になりました。

確認のためですけれども、避難所開設の基準となるのはどういったときなのか、また、福祉避難所開設はどこが指定されているのか伺います。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 避難所の開設につきましては、それぞれの警報等の発令に基づきましてやっているとございまして、それ以前に実際は自主避難ということで、危ないときには夜に発してもなかなか避難ができませんので、現実の問題としましては、近づいてるとかという、台風とかですと事前に情報が分かりますので、その時点で自主避難所として開設しているという実態がございまして、ですから、それぞれの運用の中で現在に行っているところでご理解いただければと思います。

それと、福祉避難所というご質問がございました。現在、協定として締結しているのは6か所でございます。五つの特別養護老人ホーム、それは特別養護老人ホームの東総園、それとやすらぎ園、恵天堂の特別養護老人ホーム、それと特別養護老人ホームの東風荘、それと特養の白寿園、この五つが特別養護老人ホームとして、福祉避難所として指定をしております。

それと、障害者施設として、ロザリオ聖母会の施設も協定を締結しておりまして、全部で6か所というところがございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 福祉避難所、なぜ聞いたかということ、今回停電をいたしまして、酸素吸入器を必要とする高齢者の方が結構いたんです。そのときにどうしたかということ、やっぱり飯岡あるいは干潟ですか、そちらのほうに行くような態勢をとってくださいというふうに話はしましたけれども、やっぱりそういったときに、確実にここに行けば避難できるんだということが分かれば一番ありがたいのかなというふうに思います。この福祉避難所はあまり認知されていないと思うんです。ですので、しっかりこれは広報でお知らせしていただきたいなと、このように思います。

再々質問ですけれども、今回のような台風のと看など、あらかじめ予想ができると思うんです。風雨が強くなつてからでは遅いと思います、避難が。早目早目の避難が大事ですけれども、災害応急対策では警報が出ないと、先ほど伺いましたけれども、避難所が開設できないと、注意報が発令したと仮定したときに自主避難者、この避難所に入れるような、そういうことをぜひお願いしたいと思います。

2項目めに入ります。防災無線ですけれども、防災無線が人の間の大きな情報源となつてきます。録音機能がついているんですね。だけれども、全く知らない人もいます。しかも、無線が途切れ途切れで聞こえない場合が多いということで、電話での案内ですか、ガイダンスを消防は行っておりますけれども、やはりこういった緊急時にガイダンスでお知らせできないものか、再度伺います。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 防災無線につきましては、日ごろの使い方をはじめ、なかなかご理解が進んでいない部分があるというのは承知しております。今回の台風のと看に、それをしみじみと感じた次第でございます。したがって、いろんな場面を通じてその周知を図っていきなと、このように考えております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 減災方針ということで、ここの総則の中には、携帯番号等への緊急速報メール、エリアメールですか、それと配信等の多様な情報伝達手段で対応すると。そして2番目には、新しい情報通信手段の構築を関係事業者に要請するとともに、積極的な導入を検討するというふうに条例で載っているんです。ですので、ぜひガイダンス、電話したらもう一度聞けるような、そういったものも必要ではないかなと、こういうふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、次の災害対策についてですけれども、災害廃棄物がかなり時間を要しましたが、先ほど、遅くなった理由というのはどういった理由からかですけれども、これはどういった理由なのだろうかというふうにお聞きしたいんです。

それと、災害対策本部を立てなかった理由、なぜ立てられなかったのかなというふうに思っています。平成27年12月に鬼怒川の堤防が決壊した常総市の例を挙げて、一般質問しました。災害廃棄物計画は作っているのか、しましたね。その当時の担当課長の答弁では、災害廃棄

物処理計画を単独で策定している市町村、県内で50市町村のうち14市町村、各市町村別の地域防災計画の一部に含めているところが23市町村となっております。

残念ながら、旭市は23市町村に入ってしまうわけですが、結果として恐らく次のような検討をしたんだと思われます。万が一、災害が発生してしまった場合は、実際の状況に即した対応を行うこととなりますので、災害ごとに廃棄物の量を確定し処理体制、処理方法、処理期間等を定めた実施計画を策定しまして、関係機関と連携を図りながら廃棄物の処理を適正に実施することとしておりますと、このように答弁しております。

また、現在の防災計画の中で、地震、津波編ということの中で、廃棄物の処理というのが記載されております。その中で、瓦れきの処理ということにつきましては、仮置き場の候補地としては市内の市の野球場であるとか、そういう市有施設、そちらのほうへ仮置きするということが記載されていると答弁されておりますが、恐らくこのときに場所が定まっていなかったのではないかと。また、これらのことを行っていたので2週間ぐらいかかってしまったというふうに推定できるわけです。

ですので、そのときに災害廃棄物処理計画を策定して、仮置き場は計画の中に入れていただきたいというふうに4年前に要望しました。自分の家が災害に遭って、一日でも早く修理したい、これが被災者の気持ちではないでしょうか。市もまた一日も早い復旧、復興をしなければなりません。災害廃棄物処理計画があれば、あらかじめ場所など指定しているので、早く対応ができるというふうに思います。災害廃棄物処理計画は、今後どのようにしていくのか伺います。

また、災害本部の設置基準は、先ほど答弁をいただいたとおりですが、今回、千葉県は災害本部の立ち上げですが、9日には知事が県庁不在ということが大きく報道されまして、これが大きく響いたと思います。9月10日に災害本部を立ち上げたんです、県は。今回の台風被害に対する正しい判断ができなかったわけですが、恐らく9日に県の対策本部が県と連携をとって、対策ができていないので災害対策本部の設置まで行われなかったのかなというふうに解釈しているところですが、対策本部と同じ陣容で行っているののことを総務課長が言われましたけれども、一般的な見方をすると、対策本部を立てなかったのは被害が少なかったんだというふうに見られても仕方がないんです。そう思います。ですので、19号のときは早く立ち上がっていたんですけれども、これが本来の姿だと思います。台風情報は前もって進路、風力、降雨など分かりますので、早い対策本部の立ち上げが必要だと思いますが、また立ち上げたときに、市民もそれ相応の対応の行動がとれると思います。このことについて

どうお考えなのか伺います。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 災害対策本部の立ち上げが15号のときにはやらなかったという部分について、私のほうからお答えをしたいと思います。

9月8日に事前の打合わせは綿密に行ったところでありまして、総務課の地域安全班、そして総務課全体、あるいは秘書課、打合わせは十分して台風が来る予想のもとに対策を講じたところでありますけれども、ただ、災害対策本部という形ではなく、連絡会議みたいな形で行ったところであります。次の日にいち早く災害対策本部を立ち上げるべきであったと今反省しているところでありまして、さきの全員協議会でも、そういったことについてはおわびをしたところでありまして、地域防災計画にはきちんと、警報が出た場合には災害対策本部を立ち上げるというようなことになっておりますので、今回は本当に皆様方にご心配をおかけしましたことを心からおわびを申し上げたいと。

今後は、警報が出た場合には早速災害対策本部を立ち上げて対応に当たっていききたいと、そのように思っているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（宮澤芳雄） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、お答えさせていただきます。

こちらの災害廃棄物の仮置き場に期間を要した理由でございます。先ほどの回答と重複しますが、当初はクリーンセンターで災害廃棄物を受け入れていたんですけれども、搬入量が多いということで仮置き場を開設した次第でございます。

また、災害廃棄物処理計画についてでは、大規模災害発生時の対応につきましては、発生してからでは平時より困難な業務に当たるため、事前に検討しておくことが必要になると思っております。災害廃棄物処理計画については、このたびの災害に関係なく来年度に策定する予定をしておりました。これにより、被災した市民の生活の復旧及び復興支援が図れると考えております。また、災害廃棄物処理計画には、先ほど議員よりお話があったとおり、仮置き場の場所とかの選定についても盛り込むものでございます。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 大変に前向きな答弁、ありがとうございます。ぜひ早目早目の動きが必要になってくるのかなというふうに思います。

特に災害廃棄物の部分では、これは地域防災計画の一部には出ているという、先ほどお話ししましたけれども、災害ごとに廃棄物の量を確定して、処理体制、処理方法、処理期間等を定めた実施計画を策定するということになると、やっぱり1週間、2週間はかかってしまうわけですから、ぜひここだということをあらかじめ示しておかなければならないと思うんです。そして今後、災害がないほうがいいんですけれども、あったときにはやはりすぐに対応できるような、そういった措置をお願いしたいと思います。

次に移ります。2項目めのワクチンでございますけれども、このワクチンの接種率ですけれども、肺炎球菌が50%ちょっとですか、半分。私も肺炎球菌やりましたけれども、今後接種率の向上ということについて、取り組みはどのような対策を講じるのか伺います。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、接種率向上のための取り組みということでお答えさせていただきます。

現在、子宮頸がんの予防接種につきましては、積極的な勧奨を進められていないため、広報やホームページなどでのお知らせとなっております。

あと、高齢者の肺炎球菌並びに高齢者のインフルエンザにつきましては、対象者への個人通知や広報、ホームページでもお知らせをしております。また、特に高齢者肺炎球菌につきましては、新規に該当となる65歳の未接種者の方に対しましては、再度の勧奨通知も発送しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 未接種の方がいるということで、再通知するというようなお話でございます。70歳になってまた未接種の人も通達をするということでございますけれども、子宮頸がんワクチン、これは厚生労働省で2013年ですか、A類として4月より開始されましたけれども、やっぱり10万人に54人が副作用を起こしているということで、国は2013年から6月ですか、自治体に積極的勧奨中止を行いましたということでございます。少なくとも、今定期ワクチンをやっているということがだんだん分からなくなっているというのが、忘れられてしまっているというのは事実だと思うんです。

少なくとも、この定期接種が終わる高校1年生の女子に対して、助成期間の終了のお知らせぐらいは出してもいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） HPVワクチン、子宮頸がんにつきましては、積極的な勧奨は控えるものの、今議員がおっしゃられるように、接種期間の終了が近づく方にはまさしく通知による告知を検討しているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 助成期間終了のお知らせというのは、やはり流していただくようお願いいたします。

私もたまに聞かれるんです。今はやっていないのかというふうに聞かれますので、何人かに聞かれましたので、あれ、たしかやっているんじゃないかなと思って確認をしたところでございます。

次のロタワクチンについて再質問をさせていただきます。

ようやくこのロタワクチン、定期接種が行われようとしておりますけれども、ワクチン接種にかかるお金が個人的に3万円ぐらいかかるんです。高額なんですね。全国で補助金などを実施している自治体が増えていることで、高額でも自費で接種を行う方が増えていることから、定期接種に踏み切ったというように思われますけれども、約10か月ありますので、この周知の仕方など十分検討しながら子育て支援をしていただきたいなと、このように思いますけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 周知方法につきましては、広報、ホームページでお知らせするとともに、定期接種となりますので、予診票と併せて個人通知のほうを送らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） ぜひよろしくお願いいたします。

次に、冬季観光でございます。

冬季観光ですけれども、いろんなイベントあるんですけれども、旭市も有名にしなくてはなりません。知ってもらわなくてはなりません。我々もいろいろな所へ行くんですけれども、旭市と言ってもどこでしょうかというような、そういうことが間々あるんです。ですので、

できれば旭市、SNSの発信が非常に少ないんです。銚子市は毎日のように、ほかの団体もそうですけれども、ほとんど毎日のように載っております。

ですので、今もうスマホがほとんど時代ですので、どんどんフェイスブックとかLINEとかに載せていただきたいと思います。一例を言えば、道の駅うまいたの里、これは木更津にあるんですけれども、これなんかも毎日のように新鮮な野菜を写して載せております。ですので、ちょっとした機会に、外へ出たときに皆さんもぜひ写真を撮っていただきたいな、そしてこのSNSに載せていただきたいと、このように思っている一人なんですけれども。しおさいマラソンとか、いろいろありますけれども、しおさいマラソンは体育振興課のほうの担当ですけれども、冬季観光、このほかにどのようなイベントを考えているのか、また、新しいイベントがあるのか、その辺のところを聞きたいと思います。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、再質問についてお答えしたいと思います。

冬季観光のイベントでほかにどんなのと、今回新しく、昨年飯岡灯台が恋する灯台に認定されました。現在、こちらの恋する灯台を観光PRに力を入れているところでございます。その一環としまして、現在既に実施しておりますが、12月29日まで飯岡灯台とその周辺を午後5時から午後10時まで、ライトアップをしているところであります。

海上公民館のスターライトファンタジーと期を同じにしまして、この灯台のほうも今年初めてライトアップを実施いたしました。このライトアップされた灯台と、その眼下に広がる日本夜景遺産に認定されました美しい夜景を多くの方に見ていただきたいと思いますと考えております。また、さまざまなメディアやSNSを利用して積極的にPRを図っております。既にSNSのほうでも、だいぶこちら、ライトアップのほう人気があると聞いておりますので。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 飯岡灯台、シェアさせていただきました。見ましてすぐにシェアさせていただきましたけれども。

みなと公園の周辺、このみなと公園の周辺は空き地がだいぶあります。これを調べてみると、県の土地だと伺いました。当初は、レストハウスとか建てる予定だったというふうなことも聞きました。釣り堀とかそういったのも造る予定だったという話でございましたので、ここに連休など、釣りを楽しむ人たちとか、デイキャンプとか、結構テントでいっぱいなん

です。そういった意味からも、車のナンバーを見ても都市部が大半なんです。このみ  
なと公園周辺、漁業協同組合とか、農水産課、あるいは管理者である県、それから民間企業  
などといった団体と協議して、土地の有効活用をしないともったいないなというふうな思い  
はしております。

また、こうしたことを地元から声を上げないと県はそのままにしまいますので、どう  
か要望として各団体と話し合って、もう少し活性化をしていただけたらなというふうに思い  
ます。そうすると、やはり旭市の発展につながると思うので、また、観光の一つのメーンと  
なってくると思いますので、ぜひその辺のところを検討していただきたいと、このように思  
います。

私も県議のほうにも話をしました。県議のほうも調べていただきましたけれども、やはり  
県、それから市ということをつないで、大きな旭市にしていかなければならないなというふ  
うに思いますので、これは要望ですので回答はいりませんので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問は終わりにします。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

---

○副議長（宮澤芳雄） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時19分